

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1) 人口

(1) 集落人口と世帯数

屋久島町における集落別人口と世帯数の状況は、表 3.2-1 に示すとおりである。令和 3 年 3 月 31 日現在における屋久島町の人口は 11,926 人、世帯数は 6,451 世帯であり、対象事業実施区域が位置する小瀬田集落の人口は 402 人、世帯数は 214 世帯となっている。

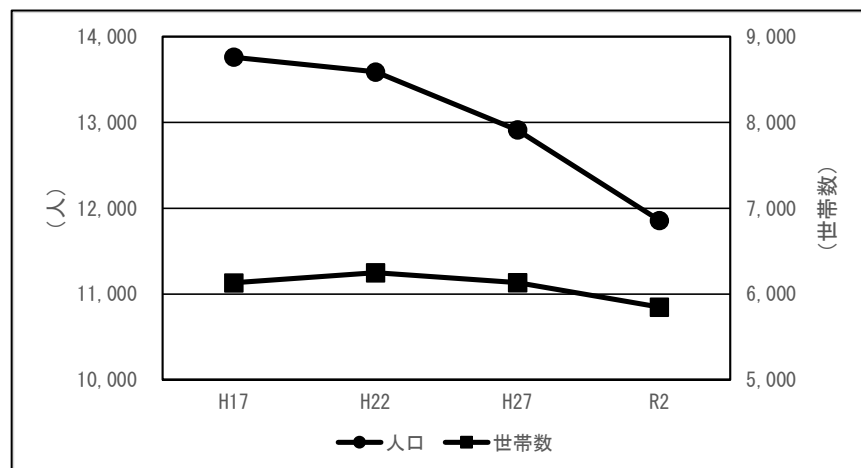
表 3.2-1 屋久島町における集落別人口・世帯数の状況

集落名	世帯数	人口	集落名	世帯数	人口
長峰	224	405	松峯	271	521
小瀬田	214	402	安房	522	936
楯川	56	114	春牧	463	910
楠川	229	420	平野	146	261
宮之浦	1,422	2,823	高平	83	160
志戸子	172	302	麦生	172	298
一湊	327	536	原	229	456
吉田	81	142	尾之間	409	714
永田	233	389	小島	93	181
本村	59	94	平内	337	642
湯向	7	9	湯泊	112	188
永久保	79	135	中間	112	199
船行	142	258	栗生	257	431
合 計				6,451	11,926

注) 令和 3 年 3 月 31 日現在
 出典: 統計屋久島町(令和 2 年度版)

(2) 人口、世帯数の推移

屋久島町における平成 17 年、22 年、27 年及び令和 2 年の各年 10 月 1 日現在の人口、世帯数の推移の状況は、図 3.2-1 に示すとおりである。世帯数は増加及び停滞しているものの、人口は減少傾向にある。



出典: 国勢調査(平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年、令和 2 年)

図 3.2-1 屋久島町における人口と世帯数の推移

2) 産業

(1) 産業構造

屋久島町における平成27年10月1日現在の産業別従業者数は表3.2-2に示すとおりである。宿泊業・飲食サービス業が多く、次いで卸売業・小売業、医療・福祉と、第3次産業の占める割合が高くなっている。

表 3.2-2 屋久島町における産業別従業者数の状況

業種		従業者数 (人)
第一次産業	農業	563
	林業	90
	漁業	118
	小計	771
第二次産業	鉱業	3
	建設業	497
	製造業	495
	小計	995
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	31
	情報通信業	21
	運輸業・郵便業	275
	卸売業・小売業	820
	金融業・保険業	67
	不動産業・物品賃貸業	78
	学術研究専門・技術サービス業	62
	宿泊業・飲食サービス業	1,040
	生活関連サービス業・娯楽業	415
	教育・学習支援業	401
	医療・福祉	672
	複合サービス業	116
	サービス業(他に分類されないもの)	327
	公務	387
	小計	4,712
分類不能	7	
総数	6,485	

出典:統計屋久島町(令和2年度版)

(2) 農業の状況

屋久島町における平成 27 年 2 月 1 日現在の農家数の状況を表 3.2-3 に、経営耕地面積の状況は表 3.2-4 に示すとおりである。総農家数 416 のうち自給的農家が 284 で最も多く、販売農家の中では専業農家が最も多い。経営耕地面積は、樹園地が最も多く、総経営耕地面積の 64.5%を占めている。

表 3.2-3 屋久島町における農家数の状況

農家種		農家数	
総農家数		416	
自給的農家		284	
販売 農家	専業農家	220	
	兼業農家	第 1 種兼業農家	27
		第 2 種兼業農家	134

出典：統計屋久島町(令和 2 年度版)

表 3.2-4 屋久島町における経営耕地面積の状況

耕地種	経営耕地面積 (アール)	農家数
田	4,752	71
畑	12,075	153
樹園地	30,532	347
総数	47,359	571

出典：鹿児島県統計年鑑(鹿児島県、平成 30 年)

(3) 漁業の状況

周辺自治体における平成 25 年 11 月 1 日現在の漁業経営体数、就業者数及び漁船数は、表 3.2-5 に示すとおりである。屋久島町の漁業経営体数は 91 経営体、漁業就業者数は 142 人となっている。

表 3.2-5 屋久島町における漁業の状況

経営体数(経営体)	個人	89
	会社	2
	総数	91
就業者数(人)		142
漁船隻数(隻)	船外機付漁船隻数	5
	動力漁船隻数	91
	総数	96

出典：鹿児島県統計年鑑(鹿児島県、平成 30 年)

(4) 工業の状況

屋久島町における平成30年6月1日現在の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、表3.2-6に示すとおりである。屋久島町の事業所数は23、従業者数は440人となっている。

表 3.2-6 屋久島町における工業の状況

事業所数	23
従業者数(人)	440
製造品出荷額(万円)	1,104,371

出典:統計屋久島町(令和2年度版)

(5) 商業の状況

屋久島町における平成26年7月1日現在の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の状況は、表3.2-7に示すとおりである。屋久島町の事業所数は196、従業者数は818人となっている。

表 3.2-7 屋久島町における商業の状況

事業所数	196
従業者数(人)	818
製造品出荷額(百万円)	14,292

出典:統計屋久島町(令和2年度版)

(6) 林業の状況

屋久島町における令和2年3月末現在の所有形態別林野面積は、表3.2-8に示すとおりである。合計面積のうち国有林が最も広く、また、その75.8%を天然林が占めている。

表 3.2-8 屋久島町における林野面積(ha)の状況

区分		国有林	町有林	私有林
立木地	人工林	8,021	469	2,545
	天然林	29,087	1,396	4,179
	小計	37,108	1,865	6,724
無立木地		11	267	174
竹林		1	95	865
その他		1,265	35	57
合計		38,385	2,262	7,820

出典:統計屋久島町(令和2年度版)

3.2.2 土地利用の状況

1) 土地利用の状況

屋久島町における平成31年1月1日現在の地目別民有地面積の構成は、表3.2-9に示すとおりである。屋久島町においては、山林の面積が最も多く、次いで畑、原野の順での面積が多くなっている。

表 3.2-9 屋久島町における地目別民有地面積の構成

地目	面積(m ²)	構成比(%)
田	2,905,660	1.86
畑	21,876,362	13.98
宅地	4,749,074	3.03
山林	90,654,897	57.93
原野	20,859,908	13.33
雑種地	2,872,316	1.84
道路・その他	12,565,918	8.03
総数	156,484,135	100.00

出典:統計屋久島町(令和2年度版)

2) 土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況

土地利用基本計画は、「国土利用計画法」(昭和49年法律第92号)に基づき土地利用に関する個別規制法である「都市計画法」(昭和43年法律第100号)、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)等に基づいた諸計画に対する上位計画として策定されている。

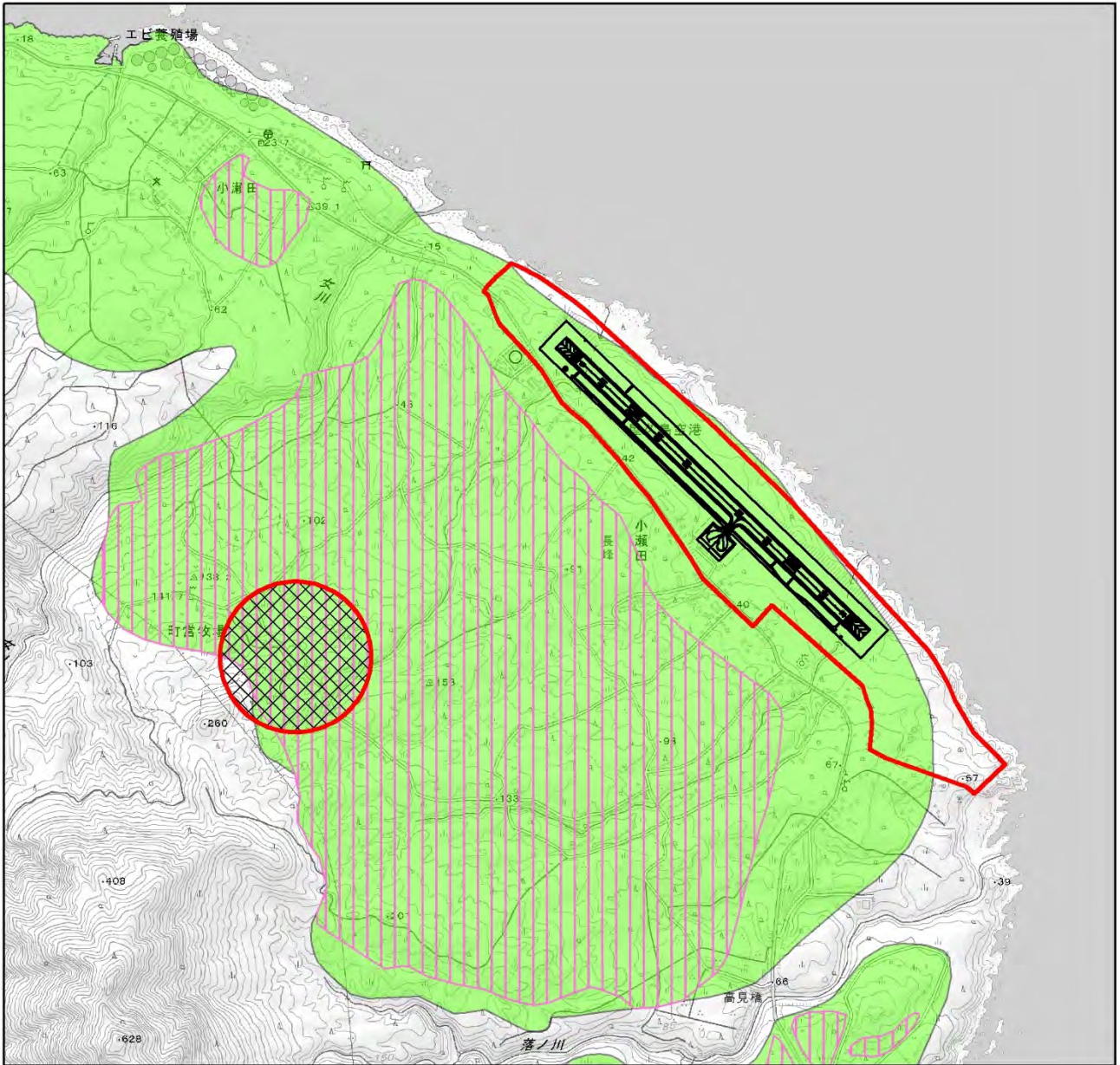
事業実施区域周辺における土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況は、図3.2-2に示すとおりである。

3) 森林法に基づく地域森林計画の状況

事業実施区域周辺における「森林法」(昭和26年法律第249号)第5条に基づく地域森林計画対象民有林の分布状況は、図3.2-3に示すとおりである。国又は地方公共団体が、地域森林計画対象民有林において1haを超える開発行為を行う場合、林地開発許可は必要ないが、連絡調整の対象となる。

4) 都市計画法に基づく地域地区の指定状況

事業実施区域周辺における都市計画法に基づく屋久都市計画区域の状況は図3.2-4に示すとおりである。屋久都市計画区域は屋久島の南東にある安房地区及び春牧地区であり、事業実施区域周辺において区域の設定はなされていない。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 農用地区域
- 農業地域

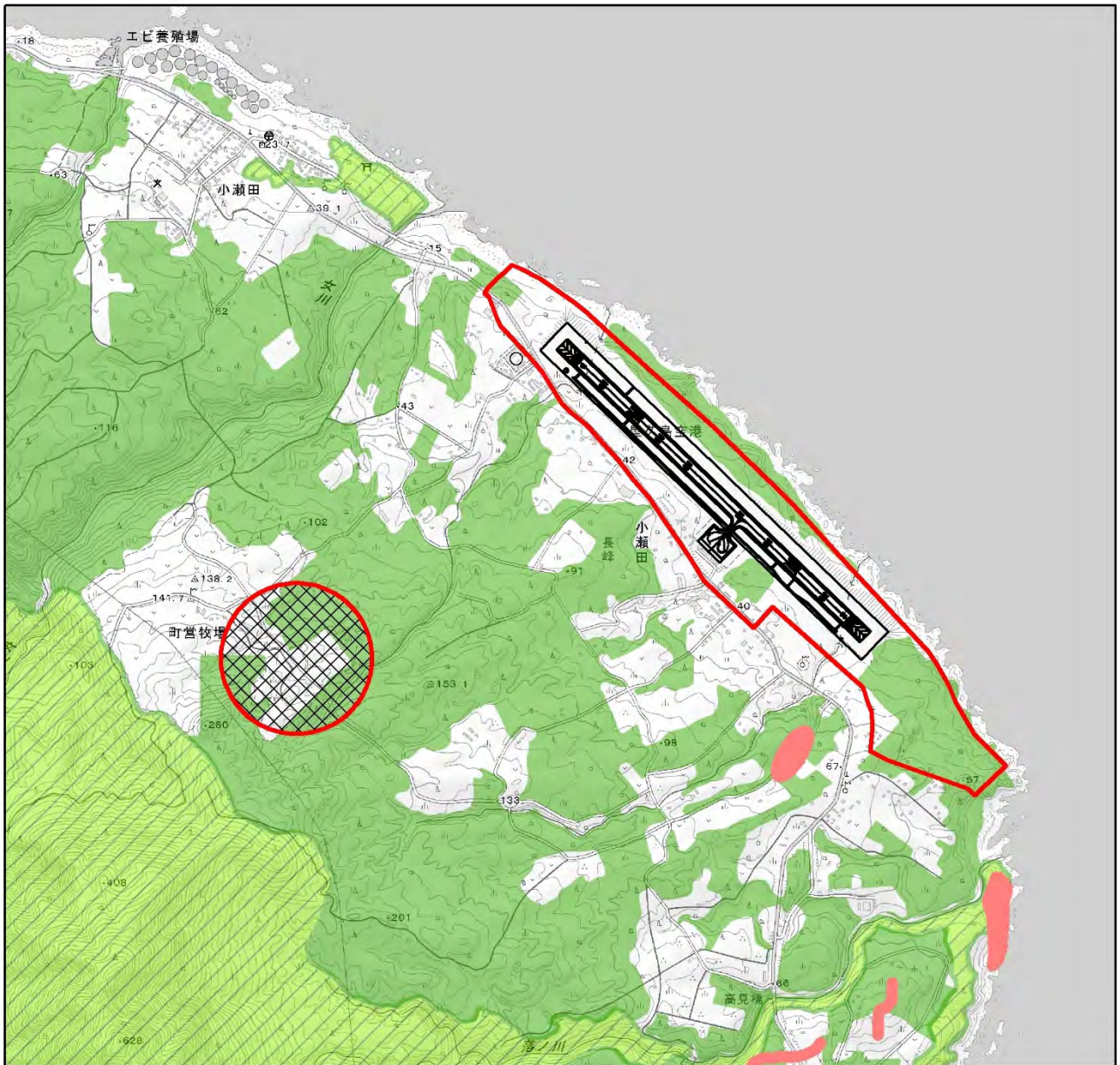
0 0.5 1 km

1:25,000



出典：LUCKY 土地利用調整総合支援ネットワークシステムより作成

図 3.2-2 土地利用計画に基づく地域地区の指定状況(農業)



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 保安林
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林

0 0.5 1 km

1:25,000



出典：鹿児島県提供資料
LUCKY 土地利用調整総合支援ネットワークシステムより作成

図 3.2-3 森林法に基づく地域地区の指定状況

屋久都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

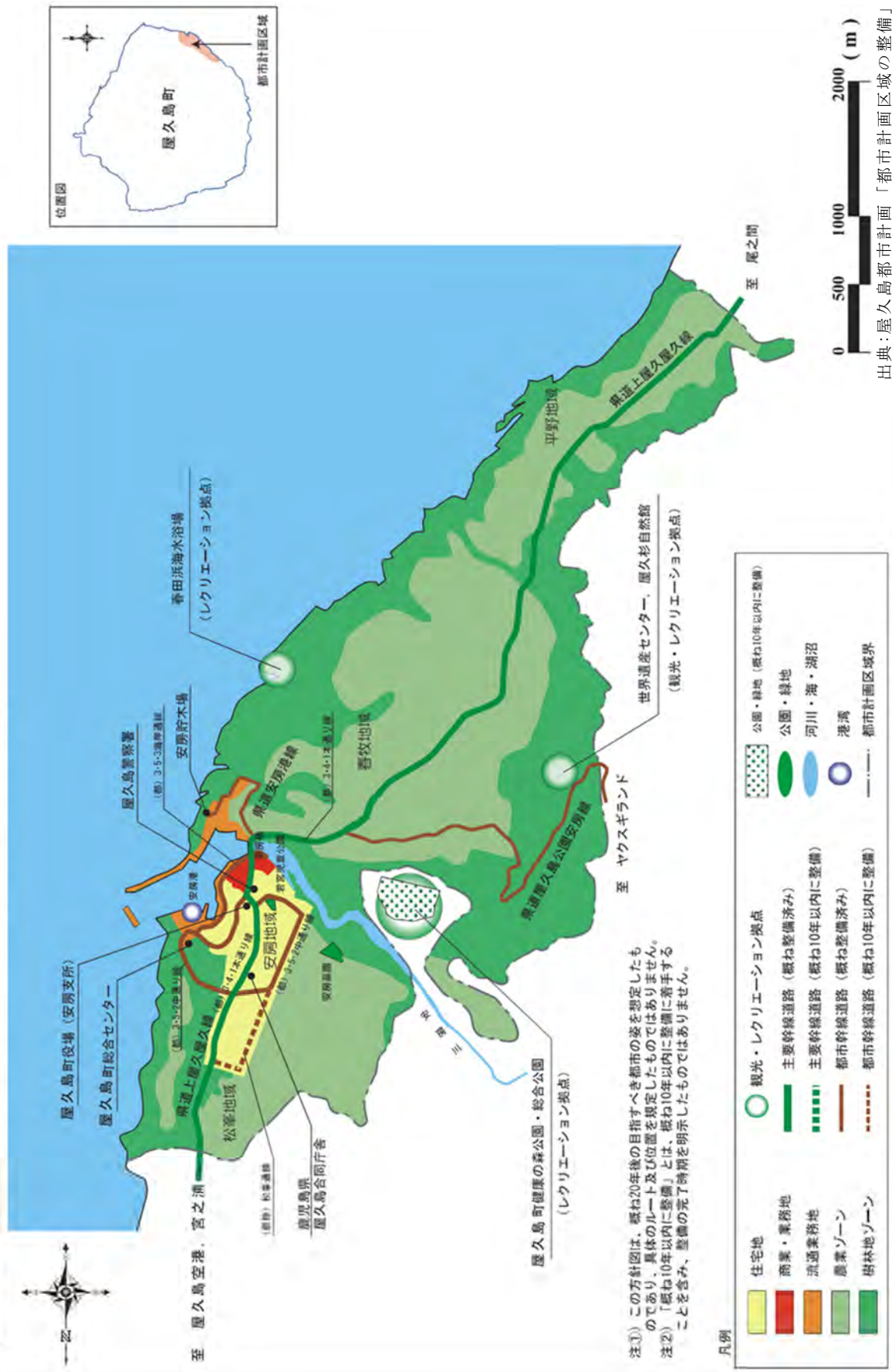


図 3.2-4 屋久都市計画の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1) 河川、湖沼の利用の状況

屋久島町における河川の利用状況は表 3.2-10～表 3.2-11 に示すとおりである。屋久島では簡易水道による給水が行われている。表流水については 27 箇所を取水されており、その取水量は 2,782,760^{m³}である。事業実施区域周辺における給水区域を図 3.2-5 に示す。

なお内水面漁業権は屋久島町の河川において指定されていない。

2) 地下水の利用の状況

事業実施区域周辺における地下水利用の状況は表 3.2-10～表 3.2-11 に示すとおりである。簡易水道による給水において、地下水の取水箇所は 1 箇所であり、その取水量は 7,300^{m³}である。

なお、屋久島町において、地下水の揚水の規制はなされていない。

表 3.2-10 屋久島町の簡易水道利用の状況

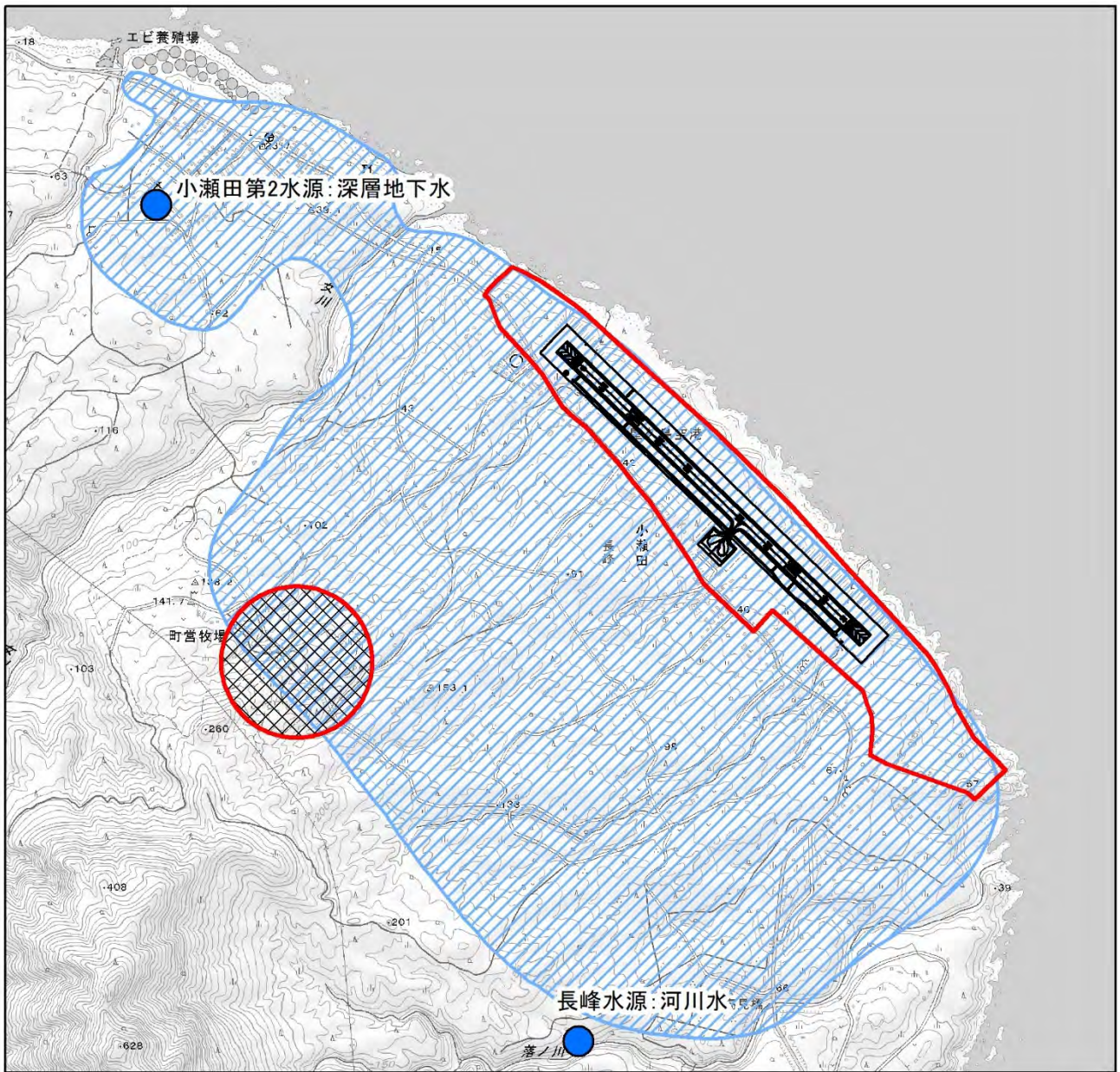
	箇所数	計画 給水 人口 (人)	現在 給水 人口 (人)	実績 年間 給水量 (^{m³})	実績年間取水量				
					表流水		地下水		計
					箇所 数	取水量 (^{m³})	箇所 数	取水量 (^{m³})	取水量 (^{m³})
屋久島町	12	17,290	11,938	2,521,785	27	2,782,760	1	7,300	2,790,060

出典：鹿児島県の水道（鹿児島県、令和元年度）

表 3.2-11 熊毛郡の工業用水利用の状況（従業者30人以上の事業所）

地域	事業 所数	合計 (^{m³/日})	公共水道		井戸水 (^{m³/日})	その他 (^{m³/日})
			工業用水道 (^{m³/日})	上水道 (^{m³/日})		
熊毛郡	4	8,807	—	286	1,985	6,536

出典：鹿児島県の工業（鹿児島県企画部統計課、令和2年12月）



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 給水区域
- 水源地

0 0.5 1 km

1:25,000



出典：「屋久島町水道事業給水区間図」（屋久島町ウェブサイト）
<http://www.town.yakushima/kagoshima.jp/living/water/>

図 3.2-5 水道事業給水区域図

3) 海域の利用の状況

屋久島における漁港種別状況は表 3.2-12 に示すとおりである。事業実施区域周辺には小瀬田漁港(第一種漁港)が位置している。

また屋久島沿岸における漁業権の状況を表 3.2-13 及び図 3.2-6 に示す。

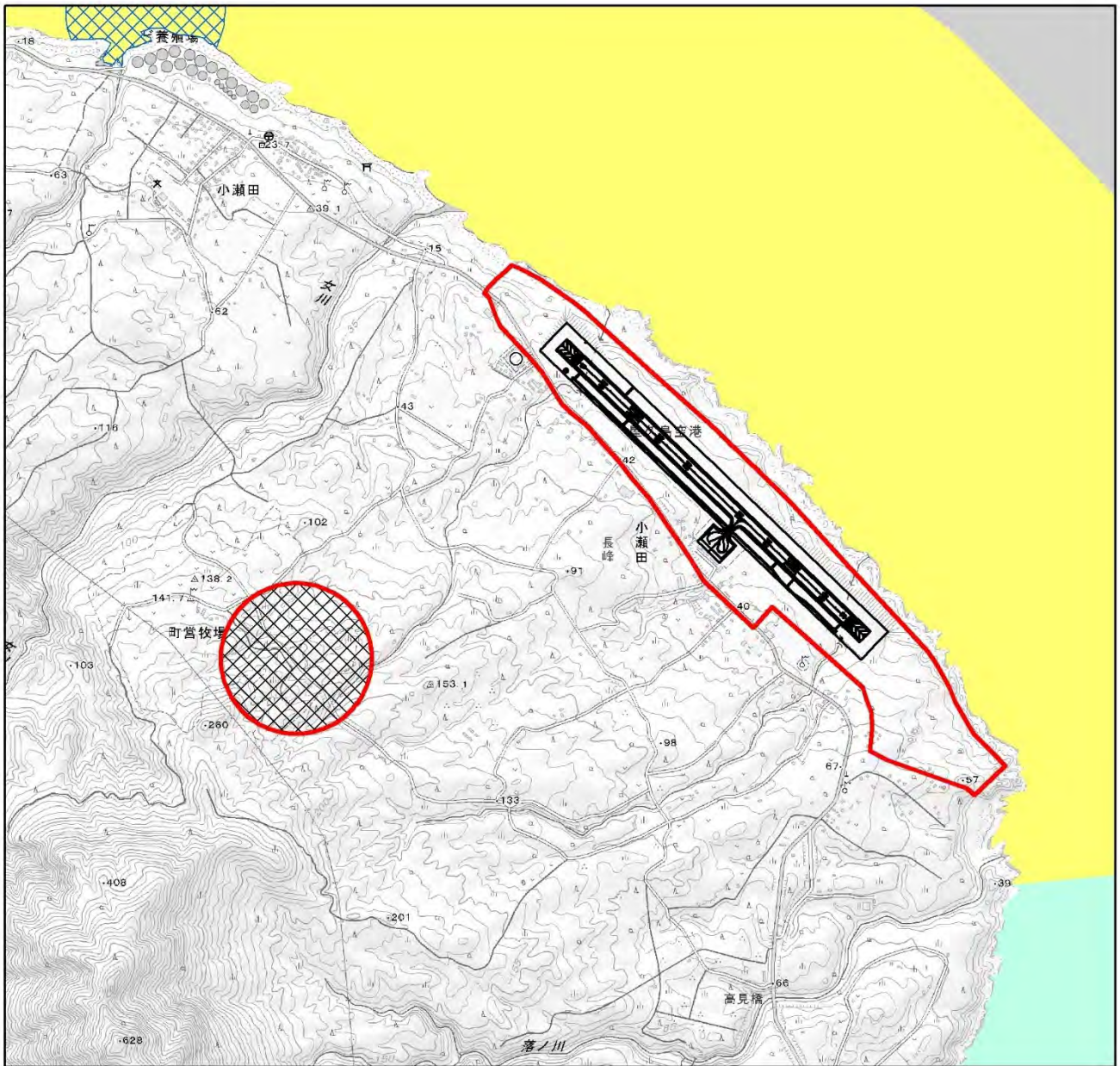
表 3.2-12 屋久島の漁港種別状況

漁港名	種別	漁港管理者	漁業協同組合	指定年月日
志戸子	第一種	屋久島町	屋久島漁業協同組合	昭和 28 年 3 月 5 日
小瀬田				昭和 39 年 1 月 22 日
吉田				昭和 55 年 2 月 20 日
麦生				昭和 28 年 3 月 5 日
原				
栗生				
一湊	第四種	鹿児島県		

注) 第一種漁港利用が地元の漁業を主とするもの
 第二種漁港利用範囲が第一種よりも広く、第三種漁港に属さないもの
 第三種漁港その利用範囲が全国的なもの
 第四種漁港離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの
 出典: 漁港一覧(水産庁ウェブサイト、令和 3 年 4 月 1 日現在)

表 3.2-13 対象事業区域付近の共同漁業権の免許内容

所在地	免許番号	免許有効期間	漁業の種類	漁期	漁業の名称
鹿児島県 熊毛郡 屋久島町 (旧上屋久町)	熊共第 6 号 熊共第 7 号	平成 25 年 9 月 1 日 ～ 令和 5 年 8 月 31 日	第一種 共同漁業権	1 月 1 日～12 月 31 日	とこぶし、 いせえび
			第二種 共同漁業権	1 月 1 日～12 月 31 日 (きびなご狩刺 網 7 月 1 日～翌 年 4 月 30 日)	いせえび稚 児建網、き びなご狩刺 網、あさひ がにかかり 網、小型定 置網



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 漁港区域(小瀬田漁港)
- 共同漁業権
- 熊共第6号
- 熊共第7号

0 0.5 1 km

1:25,000



出典：海上保安庁「海洋状況表示システム」
「環境アセスメントデータベース」より作成

図 3.2-6 共同漁業権位置図

3.2.4 交通の状況

1) 陸上交通道路の状況

屋久島における主要交通網は、図 3.2-7 に示すとおりである。主要な道路としては、沿岸に主要地方道である上屋久屋久線と上屋久永田屋久島線にて環状を成しており、これに市街地を中心として一般県道等が接続している。

また屋久島における平成 27 年度の道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査)による交通量の調査結果は、表 3.2-14 に示すとおりである。なお、表 3.2-14 における交通量の調査地点は図 3.2-7 に示す。

表 3.2-14 屋久島における交通量

種類	路線名	調査地点	12 時間交通量(台)				24 時間交通量合計(台)	昼夜率	H22 年 12 時間交通量(台)
			小型車	大型車	合計	大型車混入率(%)			
主要地方道	上屋久屋久線	①	4,874	458	5,332	8.6	6,665	1.25	6,113
		②	4,960	220	5,180	4.2	6,423	1.24	5,019
		③	2,588	220	2,808	7.8	3,426	1.22	2,852
	上屋久永田屋久線	④	589	51	640	8.0	768	1.20	678
一般県道	屋久島公園安房線	⑤	1,327	98	1,425	6.9	1,696	1.19	1,117
	安房港線	⑥	3,827	159	3,986	4.0	4,903	1.23	3,904
	白谷雲水峡宮之浦線	⑦	413	20	433	4.6	541	1.25	404

出典:全国道路・街路交通情勢調査(国土交通省、平成 27 年度)

注) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値である。

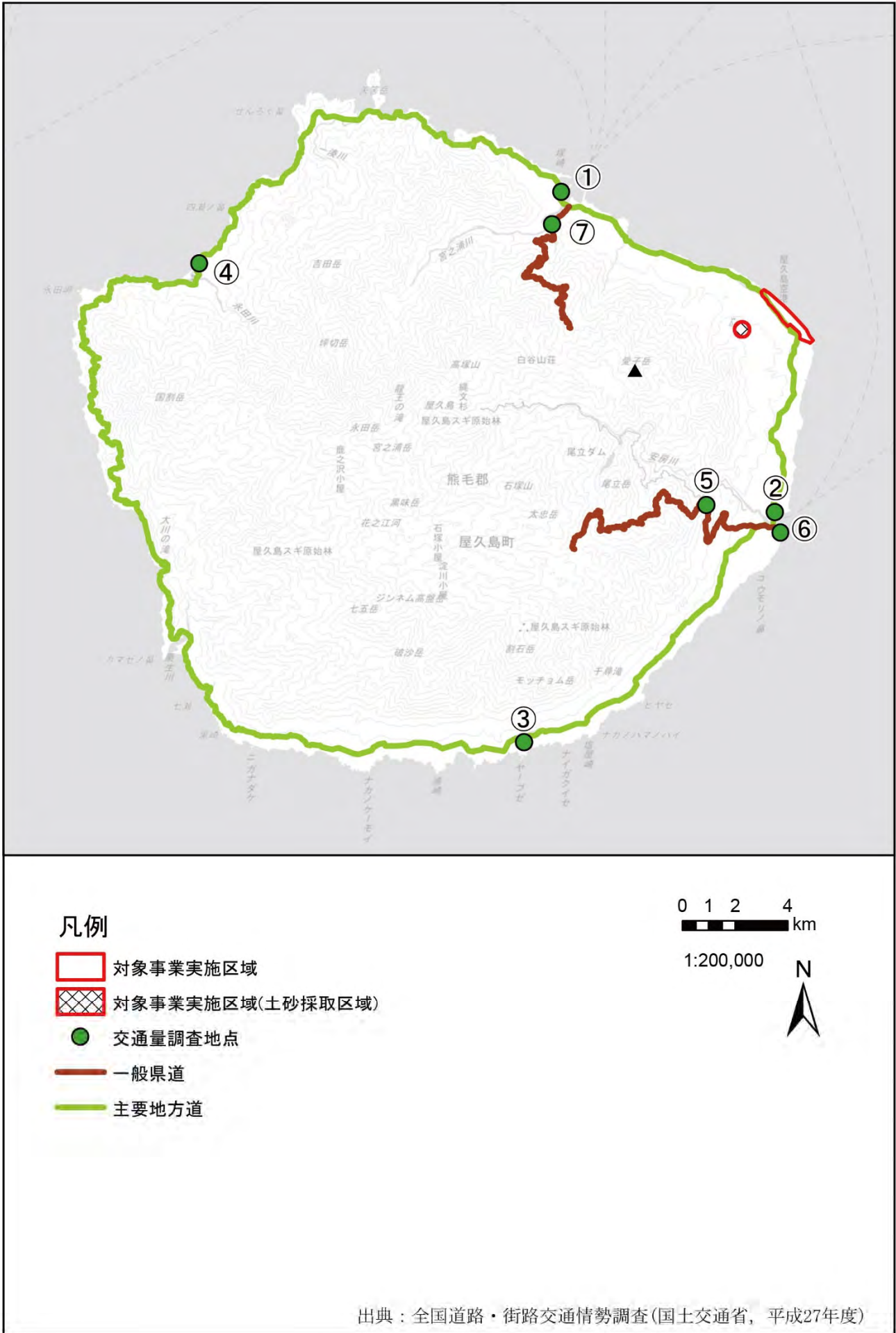


図 3.2-7 交通網及び交通量調査地点位置図

2) 海上交通の状況

海上交通として、図 3.2-8 に示すとおり、宮之浦港及び安房港を出入港とする高速船ジェットフォイル6隻、貨客定期フェリー4隻が就航しており、屋久島と鹿児島県本土、種子島及び口永良部島の間を航行している(令和2年12月現在)。

屋久島町の宮之浦港及び安房港における海上出入貨物量は表 3.2-15 に示すとおりである。平成30年の取扱貨物量は、宮之浦港で輸移出が約29万トン、輸移入が約38万トン、安房港で輸移出が約2万トン、輸移入が約2.5万トンである。

表 3.2-15 屋久島町における海上出入貨物量(平成30年)

	宮之浦港		安房港	
	輸移出(t)	輸移入(t)	輸移出(t)	輸移入(t)
農水産品	4,380	5,650	21	1,639
林産品	401	1,154	14,598	3,622
鉱産品	3,829	74,469	-	5,872
金属機械工業品	12,476	10,618	597	843
化学工業品	33,052	49,644	7	7,105
軽工業品	9,403	9,120	140	567
雑工業品	1,524	2,287	1,133	5,385
特種品	8,266	6,147	74	335
分類不能	3,239	3,481	3,843	45
航送車両	214,670	219,035	-	-
総数	291,240	381,605	20,413	25,413

出典:統計屋久島町(令和2年度版)



出典:鹿児島県ウェブサイト「港湾位置図」

<<https://www.pref.kagoshima.jp/ah09/infra/port/kowanseibi/kouwanitizu.html>>

図 3.2-8 定期航路の状況

3) 航空交通の状況

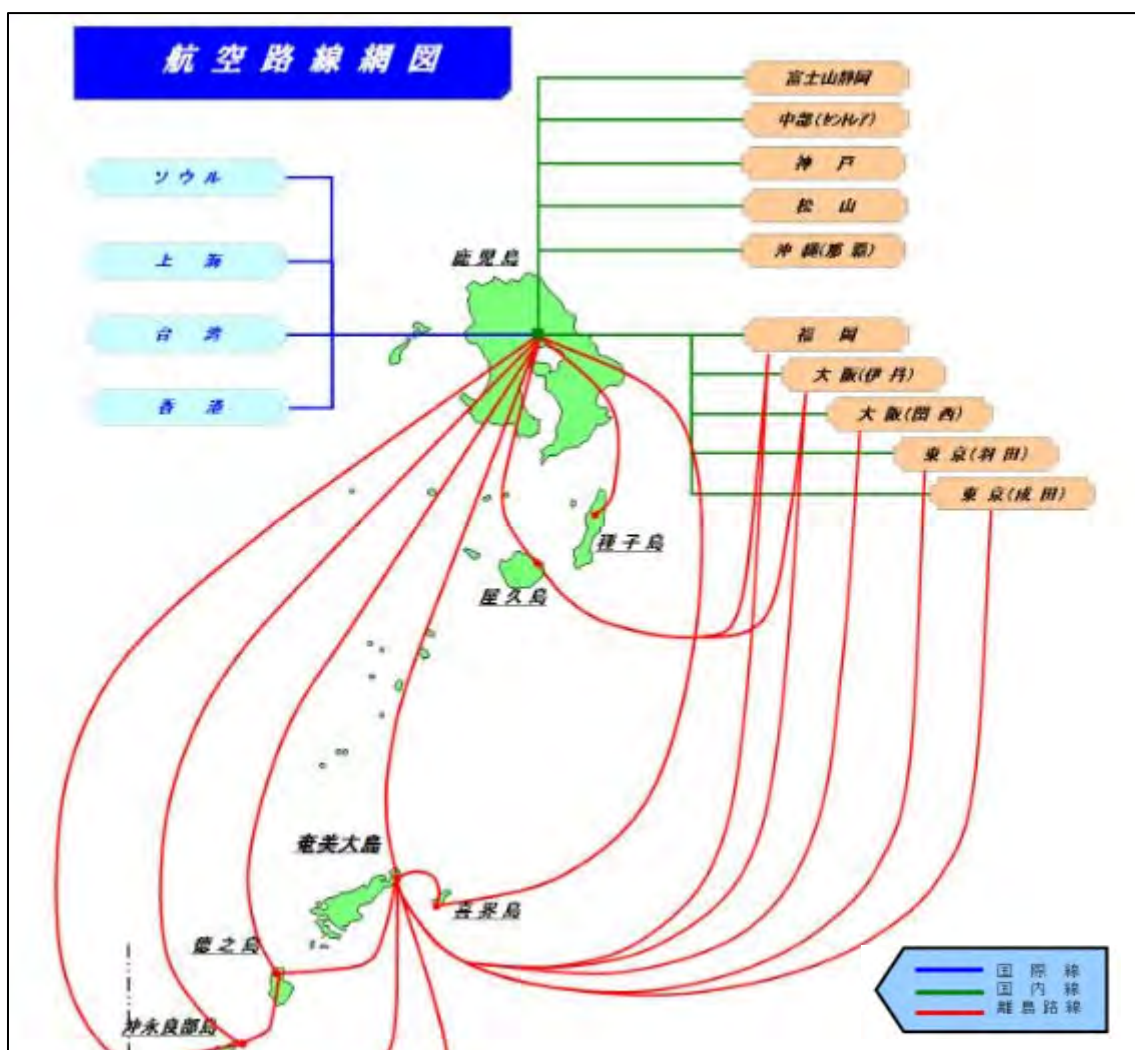
屋久島空港における乗降客数、貨物取扱量の推移は、表 3.2-16 に示すとおりである。平成 28 年度～令和 2 年度の屋久島空港における乗降客数は平成 29 年度の 92 千人をピークに令和 2 年度にかけて減少している。

また、屋久島空港における交通路線網の状況を図 3.2-9 に示す(平成 30 年 9 月現在)。

表 3.2-16 屋久島空港における航空便利用状況の推移

	乗客数 (人)	降客数 (人)	貨物(t)		郵便(kg)	
			積	降	積	降
平成 28 年度	84,288	86,290	80	49	18,174	4,931
平成 29 年度	92,092	91,703	66	43	17,527	5,720
平成 30 年度	87,416	86,419	64	41	17,047	5,520
令和元年度	73,590	75,224	47	44	17,084	5,258
令和 2 年度	47,123	47,060	42	37	12,707	6,228

出典:空港管理状況調書(国土交通省航空局)



出典:鹿児島県ウェブサイト「航空路線網図」

<<https://www.pref.kagoshima.jp/ah09/infra/port/kuko/rosenmouzu.html>>

図 3.2-9 航空路線の状況

3-2-16

(97)

3.2.5 学校、病院、その他の環境保全について配慮が特に必要な施設の配置状況及び住宅の配置概況

1) 教育施設

事業実施区域周辺における学校等の教育施設及び病院の数は表 3.2-17 に、学校の区分毎の名称一覧は表 3.2-18 に示すとおりである。

また、事業実施区域周辺における学校の位置は図 3.2-10 に示すとおりである。

表 3.2-17 屋久島町における学校、病院等の施設の数

学校				病院
幼稚園 ^注	小学校	中学校	高等学校	
3	9	4	2	1

注) 幼稚園に幼保連携型認定こども園は含まれない。

出典:統計屋久島町(令和2年度版)

表 3.2-18 屋久島町の学校

施設	名称	位置
幼稚園	八幡幼稚園	
	永田幼児学級	
	口永良部幼児学級	
小学校	永田小学校	
	一湊小学校	
	宮浦小学校	
	小瀬田小学校	①
	安房小学校	
	神山小学校	
	八幡小学校	
	栗生小学校	
	金岳小学校	
中学校	中央中学校	
	安房中学校	
	岳南中学校	
	金岳中学校	
高等学校	屋久島高等学校	
	屋久島おおぞら高等学校	

注) 表中の位置の欄の番号は図 3.2-10 内の番号を示す。

出典:統計屋久島町(令和2年度版)

2) 医療・社会福祉施設

事業実施区域周辺における医療・社会福祉施設の区分毎の名称一覧は表 3.2-19～表 3.2-20 に示すとおりである。

また、事業実施区域周辺における医療・社会福祉施設の位置は図 3.2-10 に示すとおりである。

表3.2-19 屋久島町の病院、診療所

施設	名称	位置
病院	屋久島徳洲会病院	
診療所	和田医院	
	永田へき地出張診療所	
	栗生診療所	
	仲医院	
	小瀬田診療所	③
	屋久島尾之間診療所	
	口永良部へき地出張診療所	

注) 表中の位置の欄の番号は図 3.2-10 内の番号を示す。

出典:屋久島町ウェブサイト「病院・診療所」

<<http://www.town.yakushima.kagoshima.jp/cust-facility/tax-facility/hospital/>>

表3.2-20 屋久島町の社会福祉施設

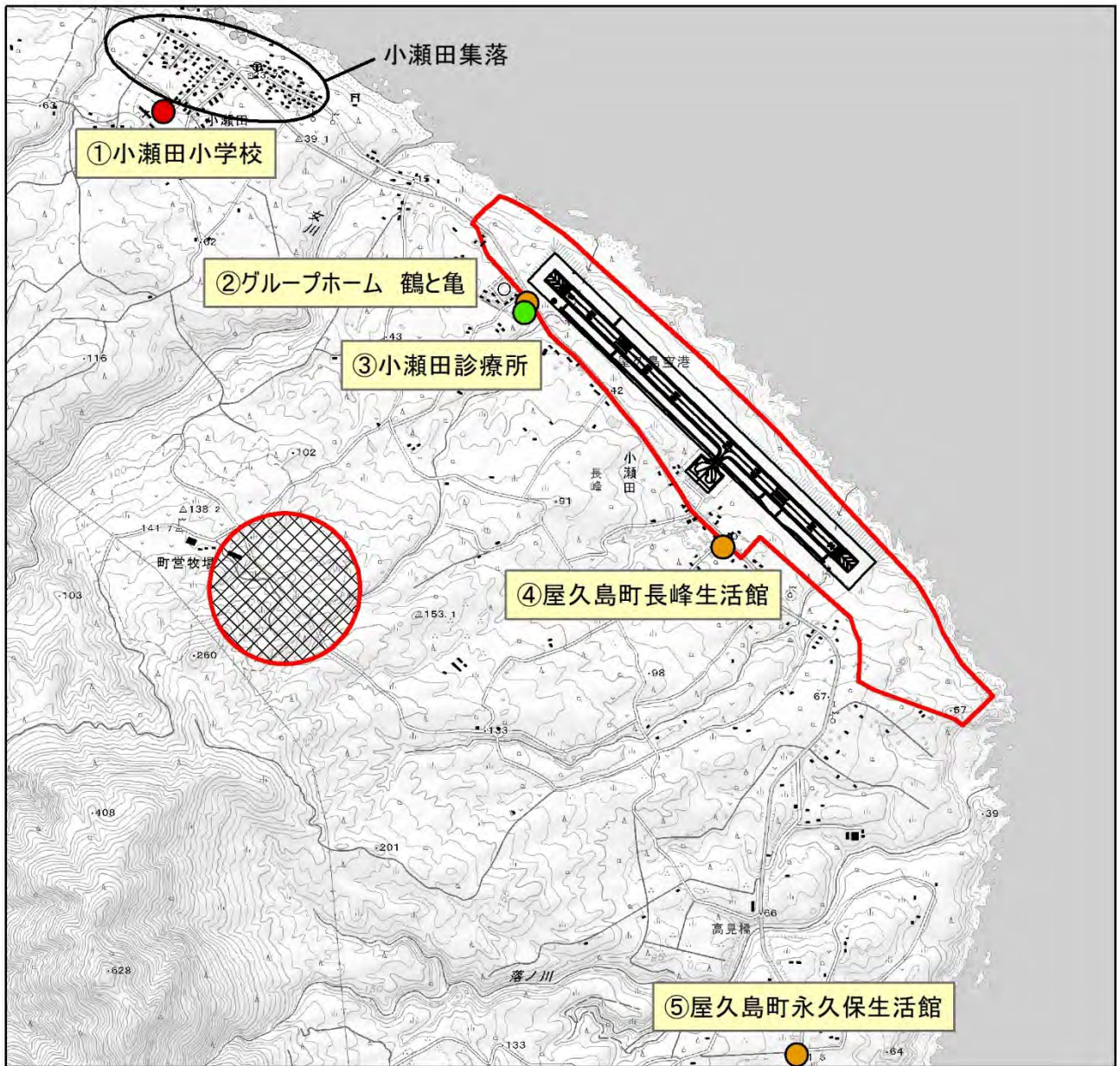
名称	位置	名称	位置
保健所		相談支援事業者	
屋久島保健所		相談支援センターやくしま	
福祉事務所		地域福祉センター	
屋久島事務所保健福祉環境課		屋久島町福祉センター	
保健福祉主務課		屋久島町総合福祉センター	
屋久島町健康長寿課		保健センター	
屋久島町福祉事務所（福祉支援課）		屋久島町宮之浦保健センター	
地域包括支援センター		屋久島町尾之間保健センター	
屋久島町北部地域包括支援センター		生活館	
屋久島町南部地域包括支援センター		屋久島町榑川生活館	
市町村社会福祉協議会		屋久島町長峰生活館	④
屋久島町社会福祉協議会本所		屋久島町栗生生活館	
屋久島町社会福祉協議会尾之間支所		屋久島町永久保生活館	⑤
高齢者保健福祉施設		屋久島町湯泊生活館	
縄文の郷		屋久島町吉田生活館	
竜天園		屋久島町松峰生活館	
屋久島町社協デイサービスセンター「縄文の苑」		屋久島町平内生活館	
社会福祉法人屋久島町社会福祉協議会障害者居宅介護事務所こまどり館		老人憩いの家	
デイサービス安房の丘		屋久島町老人憩いの家	
デイサービス屋久の杜		老人ホーム	
特定非営利活動法人サポート&ケア屋久島ミニ・デイサービス「ほほ笑み」		有限会社岡村ひまわりのお家	
ミニ・デイ野の花		社会福祉法人屋久島町社会福祉協議会障害者居宅介護事業所こまどり館	
グループホームやくしま		屋久島町社協障害者居宅介護事業所縄文の苑	
グループホームこもれびの杜		みんなのおうち	
グループホーム鶴と亀	②	屋久島町社協生活介護事業所こまどり館	
訪問看護ステーション雲雀		就労継続支援事業所屋久の郷	
児童福祉施設		にじいろの樹	
なかよし保育園		月見荘	
白百合保育園		僻地保健福祉館	
屋久島町宮之浦児童館		屋久島町口永良部島へき地保健福祉館	
認定こども園ゆかり幼稚園どんぐりの森保育園		屋久島町春牧へき地保健福祉館	
認定こども園すみれこども園			
認定こども園あゆみの森こども園			
幼保連携型認定こども園安房保育園			
児童デイサービス縄文			

注) 表中の位置の欄の番号は図3.2-10内の番号を示す。

出典:保健・福祉施設一覧(鹿児島県、令和元年度)

3) その他

住宅の配置状況は図3.2-10に示すとおり、事業実施区域周辺の北側には小瀬田の集落があり、県道沿いに住居が点在している。なお、対象事業実施区域内には10戸程度の住居が存在しているが、事業実施段階には用地買収等が済んでいる予定である。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 学校
- 診療所
- 福祉・介護施設
- 住居

0 0.5 1 km

1:25,000



出典：屋久島町ウェブサイト「病院・診療所」
 保険・福祉施設一覧（鹿児島県，令和元年度）

図 3.2-10 配慮が必要な施設

3.2.6 下水道等の整備の状況

屋久島町における汚水処理施設等の整備の状況は表 3.2-21 に示すとおりである。屋久島町において下水道の整備はなされておらず、農業集落排水及び浄化槽による生活排水の処理を行っており、その普及率はそれぞれ 3.8%、79.5%であり、屋久島町全体の人口普及率は 83.4%である。

表 3.2-21 事業実施区域周辺の自治体における公共下水道の整備状況

住民基本 台帳人口 (千人)	汚水 処理 人口 (千人)	人口 普及率 (%)	下水道		農業集落排水		浄化槽	
			普及人口 (千人)	普及率 (%)	普及人口 (千人)	普及率 (%)	普及人口 (千人)	普及率 (%)
11.9	9.9	83.4	0	0	0.5	3.8	9.5	79.5

出典：汚水処理人口普及状況（鹿児島県、令和2年度末時点）

3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制その他の状況

1) 環境基本法に基づく環境基準

環境基本法に基づく環境基準に係る指定地域等の状況は、表 3.2-22 に示すとおりである。

表 3.2-22 環境基準に係る指定地域の状況

公害防止に係る主な法令	規制内容	指定状況
		屋久島町
騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)	類型指定地域	×
航空機騒音に係る環境基準(昭和48年環境庁告示第154号)	類型指定地域	×

注) 指定状況において、○は存在すること、×は存在しないことを示す。

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準を表 3.2-23 に示す。

大気汚染に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準を定めたものであり、事業実施区域周辺もこの基準が適用される。なお、二酸化窒素については、中央公害対策審議会の短期暴露指針において、「1時間暴露として0.1～0.2ppm以下」とされている。

表 3.2-23 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準値
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年間平均値が15μg/m ³ 以上であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考)	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない場所については、適用しない。	
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。	
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又これを大きく上回ることをしないよう努めることとする。	
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。	
5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	
6. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
7. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

- 出典:1.「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、最終改正 平成8年環境庁告示第73号)
 2.「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、最終改正 平成8年環境庁告示第74号)
 3.「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号、最終改正 平成30年環境省告示第100号)
 4.「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び(水底の底質の汚染を含む。)土壌汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号、最終改正 平成21年環境省告示第11号)
 5.「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境庁告示第33号)

(2) 騒音に係る環境基準

ア. 環境騒音

騒音に係る環境基準を表 3.2-24 及び表 3.2-25 に示す。

騒音に係る環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準である。この環境基準が適用される地域は県知事(市の区域内の地域については市長)により AA、A、B、C の類型指定がされている地域である。なお、事業実施区域周辺における騒音に係る環境基準の類型指定はなされていない。

表 3.2-24 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~翌6:00)
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注) 2. AA:療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

注) 3. A:専ら住居の用に供される地域

注) 4. B:主として住居の用に供される地域

注) 5. C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)

については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~翌6:00)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

注) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行する為に必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~翌6:00)
70dB 以下	65dB 以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号、最終改正 平成24年環境庁告示第54号)

表 3.2-25 騒音に係る環境基準の類型指定地域

地域の類型	該当地域
A	都市計画法の用途地域のうち 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法の用途地域のうち 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
C	都市計画法の用途地域のうち 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号、最終改正 平成24年環境庁告示第54号)

イ. 航空機騒音

航空機騒音に係る環境基準は表 3.2-26～表 3.2-28 に示す。

なお、屋久島空港においては、離島にある飛行場である為、航空機騒音に係る環境基準は適用されない。

<航空機騒音に係る環境基準について>

①環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

表 3.2-26 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

出典:「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 154 号、最終改正 平成 19 年環境庁告示第 114 号)

<達成期間等>

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が 5 年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

表 3.2-27 航空機騒音に係る環境基準

飛行場の区分		達成期間	改善目標	
新設飛行場		直ちに		
第三種空港及びこれに準ずるもの				
既設飛行場	第二種空港(福岡空港を除く。)	A	5 年以内	
		B		
	成田国際空港		10 年以内	5 年以内に、70 デシベル未満とすること又は 70 デシベル以上の地域において屋内で 50 デシベル以下とすること。
	第一種空港(成田国際空港を除く。)及び福岡空港		10 年をこえる期間内に可及的速やかに	1. 5 年以内に、70 デシベル未満とすること又は 70 デシベル以上の地域において屋内で 50 デシベル以下とすること。 2. 10 年以内に、62 デシベル未満とすること又は 62 デシベル以上の地域において屋内で 47 デシベル以下とすること。

注) 鹿児島空港は第二種空港 B、鹿屋飛行場は第一種空港に該当する。

出典:「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 154 号、最終改正 平成 19 年環境庁告示第 114 号)

表 3.2-28 航空機騒音に係る環境基準の類型指定地域(鹿児島県内)

空港・飛行場名	地域の類型	当てはめる地域
鹿児島空港 鹿屋飛行場 (平成 25 年 鹿児島県告示第 401 号)	I	鹿屋市及び霧島市の区域(別紙図面に示す区域に限る。以下同じ。)のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項の規定により定められた同項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	II	鹿屋市及び霧島市の区域のうち、類型 I を当てはめる地域以外の地域(河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 1 項に規定する河川区域又は空港敷地若しくは飛行場敷地である地域を除く。)

(3) 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は表 3.2-29～表 3.2-35 に示す。

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について一律に、生活環境の保全に関する環境基準は河川、湖沼及び海域ごとに水域類型別に定められている。なお、事業実施区域周辺の河川については、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定はなされていない。

表 3.2-29 水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格 65.2 (規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合(規格 65.の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグルセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c(注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表8に掲げる方法
ダイオキシン類 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
備考		

出典：1.「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正 令和3年環水大発第2110072号)
2.「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」
(平成11年環境庁告示第68号、最終改正 平成21年環境省告示第11号)

表 3.2-30 生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く))

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学 的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物 質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100ml以 下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml以 下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CF U/ 100ml以 下
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと。	2mg/L 以上	-
測定方法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格21に定め る方法	付表9に掲 げる方法	規格32に定める 方法又は隔膜電 極若しくは光学 式センサーを用 いる水質自動監 視測定装置によ りこれと同程度 の計測結果の得 られる方法	付表10に 掲げる方 法

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

注) 2. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注) 3. 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注) 4. 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級: 特殊の浄水操作を行うもの

注) 5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、令和3年環水大発第2110072号)

表 3.2-31 生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く)の水生生物保全)

項目 類型	水生生物の生息状 況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正 平成31年環境省告示第46号)

表 3.2-32 生活環境の保全に関する環境基準(海域)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保 全及びB以 下の欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml 以下	検出され ないこと。
B	水産2級 工業用水及 びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格17に定め る方法(ただ し、B類型の工 業用水及び水 産2級のうちノ リ養殖の利水 点における測 定方法はアル カリ性法)	規格32に定め る方法又は隔膜電 極若しくは光学 式センサーを用 いる水質自動監 視測定装置によ りこれと同程度 の計測結果の得 られる方法	付表10に掲げ る定方法	付表14に掲げ る方法
<p>備考</p> <p>1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20 C F U / 100ml 以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは次のものをいう。</p> <p>試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/l) 10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1ml とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。</p> $\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/l}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$ <p>(a): チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l) の滴定値(ml)</p> <p>(b): 蒸留水について行なった空試験値(ml)</p> <p>fNa₂S₂O₃: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l) の力価</p> <p>3 大腸菌数に用いる単位は C F U (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) / 100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						

注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

注) 2. 水産 1 級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

〃 2 級: ボラ、ノリ等の水産生物用

注) 3. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正 平成31年環境省告示第46号)

表 3.2-33 生活環境の保全に関する環境基準(海域の窒素、磷)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
測定方法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

注) 2. 水産1種: 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種: 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種: 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

注) 3. 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正令和3年環水大発第2110072号)

表 3.2-34 生活環境の保全に関する環境基準(海域の水生生物保全)

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正 平成31年環境省告示第46号)

表 3.2-35 生活環境の保全に関する環境基準(海域の水生生物保全)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以下
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以下
測定方法	規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	
備考		
1 基準値は、日間平均値とする。		
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正 平成31年環境省告示第46号)

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.2-36 に示す。

表 3.2-36 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格 65.2 (規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合(規格 65. の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10g溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注 ²⁾ 第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
備考		<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号、最終改正 令和3年環水大発第2110072号)

(5) 底質の汚染に係る環境基準

底質に係る環境基準(ダイオキシン類)を表 3.2-37 に示す。

表 3.2-37 底質に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考:基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。		

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号、最終改正 平成21年環境省告示第11号)

(6) 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準を表 3.2-38 に示す。

表 3.2-38 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化合物が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグルセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c)(注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下であること。	ソックスレー抽出及び高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考
 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
 6. 環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

2) 公害の防止に関する法令に基づく規制基準

公害の防止に関する法令に基づく規制基準等の指定状況は、表 3.2-39 に示すとおりである。

悪臭防止法については屋久島町において一部指定があるが、事業実施区域周辺は指定されていない。

土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域については、屋久島町において指定されていない。

表 3.2-39 公害防止に係る規制の状況

公害防止に係る主な法令	規制内容	状況	
		屋久島町	事業実施区域周辺
騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準	○	○
	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	○	○
	自動車騒音の限度(要請限度)	○	○
鹿児島県公害防止条例 (昭和 46 年鹿児島県条例第 41 号)	特定工場等の騒音に係る規制基準	○	○
	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	○	×
振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準	×	×
	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準	×	×
	道路交通振動の限度	×	×
・悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号) ・悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定 (平成 24 年鹿児島県告示第 419 号)	指定地域	○	×
工業用水法 (昭和 31 年法律第 146 号)	指定地域	×	×
土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)	要措置区域、形質変更時届出区域	×	×
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	用途地域による高さ制限	×	×

注) 指定状況において、○は存在すること、×は存在しないことを示す。

(1) 騒音に係る規制

騒音対策については、騒音規制法(昭和43年法律第98号)や鹿児島県公害防止条例(昭和46年鹿児島県条例第41号)に基づく規制基準の遵守、指導が行われている。騒音規制法に基づく規制基準等は、特定工場等騒音、特定建設作業騒音及び自動車騒音について、それぞれ表3.2-40、表3.2-41及び表3.2-42に示すとおりに定められている。事業実施区域周辺における騒音規制区域の指定は特定工場等に係る第2種区域、特定建設作業に係る第1号区域及び自動車騒音の要請限度のb区域に指定されている。

また、鹿児島県公害防止条例に基づく特定工場及び特定建設作業において発生する騒音の規制基準は表3.2-43及び表3.2-44に示すとおりである。条例に基づく特定工場等に係る規制は全区域で適用され、特定建設作業に係る区域指定はされていない(図3.2-11参照)。

表 3.2-40 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分			
	朝	昼間	夕	夜間
	6時～8時	8時～19時	19時～22時	22時～翌6時
第1種区域	45dB	50dB	45dB	40dB
第2種区域	50dB	60dB	50dB	45dB
第3種区域	60dB	65dB	60dB	50dB
第4種区域	65dB	70dB	65dB	55dB

出典:騒音規制法(昭和43年法律第98号)

備考:

- 1 昼間とは、午前七時又は八時から午後六時、七時又は八時までとし、朝とは、午前五時又は六時から午前七時又は八時までとし、夕とは、午後六時、七時又は八時から午後九時、十時又は十一時までとし、夜間とは、午後九時、十時又は十一時から翌日の午前五時又は六時までとする。
- 2 デンベルとは、計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 騒音の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z八七三ー一に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - 一 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 二 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 三 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。
 - 四 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 前項に規定する第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

第1種区域	良好な住居の環境を保全する為、特に静穏の保持を必要とする区域
第2種区域	住居の用に供されている為、静穏の保持を必要とする区域
第3種区域	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全する為、騒音の発生を防止する必要がある区域
第4種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させない為、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

表 3.2-41 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制値・ 規制区域等区分 特定建設作業の種類	騒音の 大きさ	作業ができない時間(夜間)		一日あたりの 作業時間		同一場所における作業 時間		日曜日 休日における作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
1. くい打機 ^{注1} 、くい抜機 又はくい打くい抜機 ^{注3} 2を使用する作業 ^{注3}	85 デシベル	午後 7時 ～ 翌日 午前 7時	午後 10時 ～ 翌日 午前 6時	10時間を 超えない こと	14時間を 超えない こと	連続して6日 を超えないこ と	禁止	
2. びょう打機を使用す る作業								
3. さく岩機を使用する 作業 ^{注4}								
4. 空気圧縮機 ^{注5} を使用 する作業 ^{注6}								
5. コンクリートプラント ^{注7} 又はアスファ ルトプラント ^{注8} を使用 する作業 ^{注9}								
6. バックホウ ^{注10} を使用 する作業								
7. トラクターショベル ^{注 11} を使用する作業								
8. ブルドーザー ^{注12} を使 用する作業								
備考	作業場の 敷地境界 における 値。	上の時間に作 業を行って はな ら ない。	1日において上 の時間を 超えて作 業を行 って は な ら ない。	上の期間を 超えて作 業を行 って は な ら ない。	日曜・休日 に作業を 行 って は な ら ない。			
適用除外 ^{注13}		A、B、C、D、 E		A、B		A、B	A、B、C、 D、E、F	

注) 1. もんけんを除く。

注) 2. 圧入式くい打ちくい抜き機を除く。

注) 3. くい打ち機をアースオーガーと併用する作業は除く。

注) 4. 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

注) 5. 電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。

注) 6. さく岩機の動力として使用する作業を除く。

注) 7. 混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。

注) 8. 混練機の混練容量が200kg以上のものに限る。

注) 9. モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。

注) 10. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。

注) 11. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。

注) 12. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。

※平成9年環境庁告示第54号の別表第1号の規定に該当する低騒音型建設機械を使用する作業は、特定建設作業から除外される(県条例の対象になる場合は別途届出が必要)。

注) 13. 表中のA～Fは次の場合をいう。

A:災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合。

B:人の生命又は身体に対する危険の防止のために行う必要がある場合。

C:鉄道又は軌道の正常な運行確保のために行う必要がある場合。

D:道路法第34条(道路の占用許可)、第35条(協議)による場合。

E:道路交通法第77条第3項(道路の占用許可)、第80条第1項(協議)による場合。

F:電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要がある場合。

注) 14. 単位デシベルとは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。

出典:「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示1号)

表 3.2-42 自動車騒音の限度(要請限度)

区域の区分	時間の区分	
	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~翌6:00)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

出典:騒音規制法(昭和43年法律第98号)

備考:幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲)については、昼間75デシベル、夜間70デシベル

a区域:専ら住居の用に供される区域

b区域:主として住居の用に供される区域

c区域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

表 3.2-43 鹿児島県公害防止条例に基づく特定工場等の騒音に係る規制基準

時間の区分	基準
昼間(午前8時から午後7時まで)	65dB以下
朝(午前6時から午後8時まで) 夕(午後7時から午後10時まで)	55dB以下
夜間(午後10時から翌日の午前6時まで)	45dB以下

出典:鹿児島県公害防止条例(昭和46年鹿児島県条例第41号)

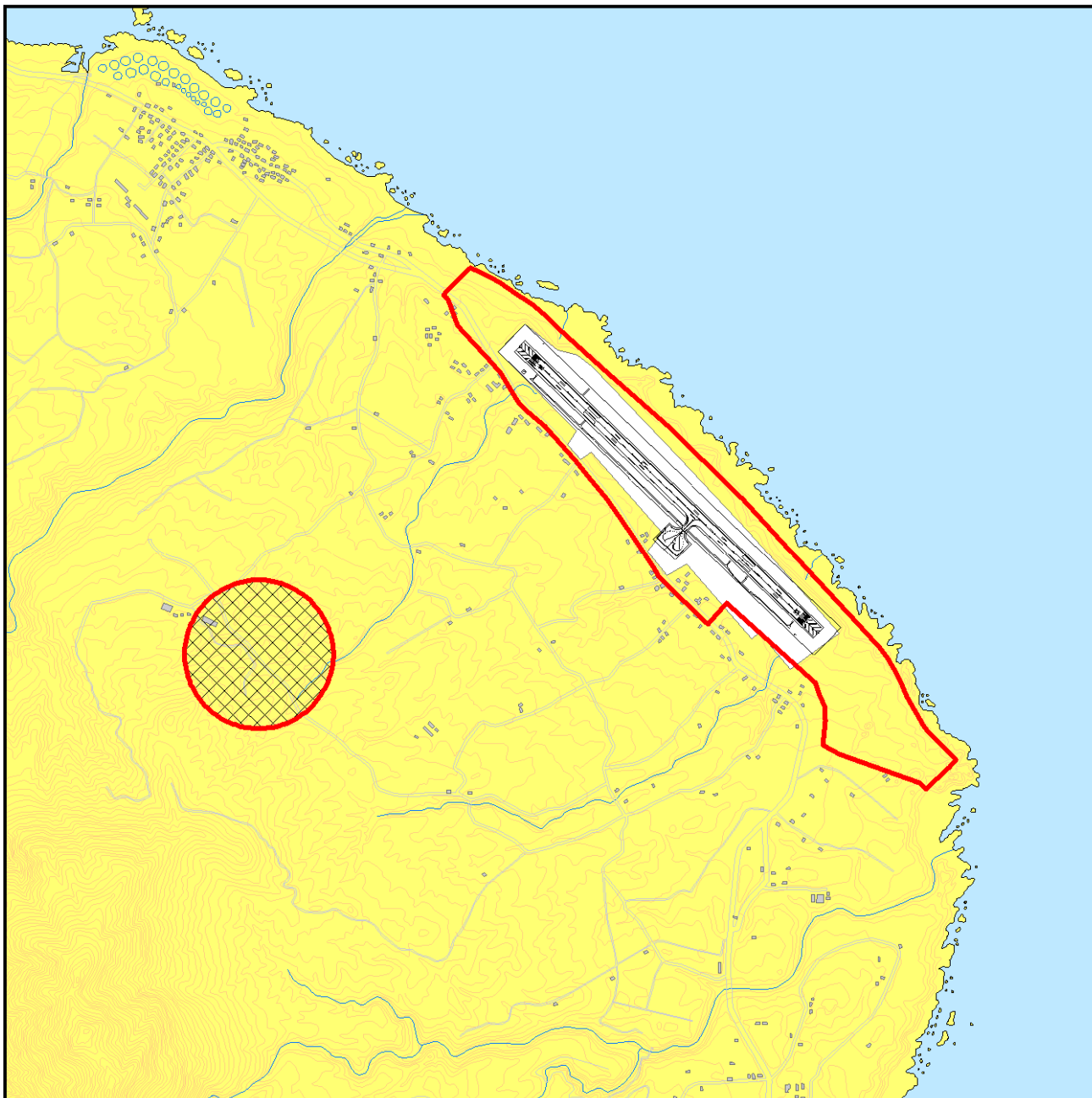
備考:騒音の測定点は、特定施設を設置する工場等の敷地の境界線上とする。

表 3.2-44 鹿児島県公害防止条例に基づく特定建設作業の騒音に係る規制基準

特定建設作業		1	2	3	4	5
規制種別 地域区分						
基準値	①②	85dB	70dB	65dB	65dB	65dB
作業の禁止時間	①	午後7時から 午前7時まで	午後7時から 午前7時まで	午後9時から 午前6時まで		
	②	午後10時から午前6時まで				
作業時間	①②	第1種地域については10時間以内、 第2種地域については14時間以内				
※1日当たりの 作業時間	①	10時間/日を超えないこと。				
	②	14時間/日を超えないこと。				
作業期間	①	連続して6日以内			連続して1箇月以内	
	②				連続して2箇月以内	
作業日	①②	日曜日その他休日でないこと。				
番号	種類					
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)					
2	びょう打機を使用する作業					
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)					
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)					
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)					

備考

- 1 第1種地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに都市計画法による地域地区の定めのない地域をいう。
- 2 第2種地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び第一種住居地域等に隣接する工業専用地域のうち、第一種住居地域等の周囲50メートル以内の地域をいう。
- 3 騒音の測定点は、作業場の敷地の境界線から30メートルの地点とする。
- 4～6 中略
- 7 次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める場合のいずれかに該当するときは、当該項目について定めた規制基準は、適用しない。
 - (1) 作業の禁止時間
 - ア 災害その他の非常の事態の発生により、当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - ウ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - エ 道路法(昭和27年法律第180号)第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
 - オ 道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
 - (2) 1日の作業時間及び作業期間
 - ア (1)のアに掲げる場合
 - イ (1)のイに掲げる場合
 - (3) 日曜日又は休日の作業
 - ア (1)のアに掲げる場合
 - イ (1)のイに掲げる場合
 - ウ (1)のウに掲げる場合
 - エ 電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって、当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ、当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため、特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - オ 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日又は休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を日曜日又は休日に行うべきこととされた場合
 - カ 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日又は休日に行うべき旨の条件が付された場合、及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を日曜日又は休日に行うべきこととされた場合



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 騒音規制区域

0 0.5 1 km

1:25,000



特定工場等	: 騒音規制法: 第2種区域, 鹿児島県公害防止条例: 全区域
特定建設作業	: 騒音規制法: 第1号区域, 鹿児島県公害防止条例: 規制区域なし
自動車騒音	: 騒音規制法: b区域

図 3.2-11 騒音規制区域の状況

(2) 振動に係る規制

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正平成 23 年法律第 122 号)により、振動を防止する必要があるとして指定されている地域内における工場・事業場の事業活動に伴う振動及び建設工事に伴う振動について規制が定められているとともに、道路交通振動については措置を要請する限度が定められている。表 3.2-45 及び表 3.2-46 に振動の規制に関する基準を示す。

なお、事業実施区域周辺において振動規制法による規制地域の区域指定はなされていない。

表 3.2-45 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	基準値	
	昼間(8:00～19:00)	夜間(19:00～翌8:00)
第 1 種区域	60dB 以下	55dB 以下
第 2 種区域	65dB 以下	60dB 以下

出典:「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正平成 23 年法律第 122 号)

注) 1. 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。

注) 2. 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次のとおりである。

- (1) 第 1 種区域 良好な住居の環境を保全する為、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されている為、静穏の保持を必要とする区域
- (2) 第 2 種区域 住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全する為、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させない為、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

表 3.2-46 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

1 特定建設作業

特定建設作業名
① くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業
② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
③ 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る)
④ ブレーカ(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る)

出典:「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正平成 23 年法律第 122 号)

注) 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。

2 規制基準

規制項目	基準	
基準値	75dB	
作業禁止時間	第 1 号区域	午後 7 時～午前 7 時
	第 2 号区域	午後 10 時～午前 6 時
最大作業時間	第 1 号区域	10 時間/日
	第 2 号区域	14 時間/日
最大作業日数	連続 6 日	
作業禁止日	日曜日、休日	

注) 振動の基準値は、作業の場所の敷地の境界線の値である。

(備考)

第1号区域	① 特定工場等に係る区域区分のうち、第1種区域及び第2種区域のうち原則として都市計画法に基づく工業地域を除く区域 ② 上記工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域 ア 学校教育法第1条に規定する学校 イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所 ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所 のうち患者を入院させる為の施設を有するもの エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館 オ 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
第2号区域	特定工場等に係る区域のうち、上記第1号区域以外の区域

「振動規制法」(昭和51年法律第64号、最終改正平成23年法律第122号)では、指定地域内における道路交通振動が表3.2-47に示す限度を超えることにより、道路周辺生活環境が著しく損なわれると認める時には、市町村長は道路管理者に対し、当該道路の道路部分につき道路交通振動の防止の為の舗装、維持又は修繕の措置をとるべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置(交通規制)を執るべきことを要請するものと定められている。

なお、事業実施区域周辺において振動規制法による道路交通振動の限度に係る区域指定はなされていない。

表 3.2-47 道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間(8:00~19:00)	夜間(19:00~翌8:00)
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

出典:「振動規制法」(昭和51年法律第64号、最終改正平成23年法律第122号)

注) 1. 第1種区域及び第2種区域とは、特定工場等に係る規制基準の区域と同一である。

注) 2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

(3) 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)は、県知事又は市町長が規制地域の指定及び規制基準の設定を行った地域において適用され、特定悪臭物質又は臭気指数のいずれかの規制基準によって規制するものである。

特定悪臭物質により規制されている地域では、規制地域内において法に定める特定悪臭物質のいずれかを発生させる工場・事業場の全てが規制の対象となる。特定悪臭物質としては、アンモニア等22物質が指定されており、表3.2-48に示すとおり、敷地境界線、気体排出口及び排出水中の規制基準が設定されている。

また、鹿児島県公害防止条例(昭和46年鹿児島県条例第41号)では悪臭に係る特定施設、施設の構造並びにその使用及び管理に関する規制基準を表3.2-49に示すとおり定めている。なお、事業実施区域周辺において悪臭防止法による規制地域の区域指定はなされていない。

表 3.2-48 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準

①敷地境界線における規制基準(物質濃度) (単位:ppm)

特定悪臭物質の種類	指定区域	
	A 地域	B 地域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

出典:悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(平成24年鹿児島県告示第419号)

②気体排出口における規制基準(物質濃度)

特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに①に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により算出して得た流量

③排出水中における規制基準(物質濃度)

(単位:mg/L)

特定悪臭物質の種類	排水量の区分	指定地域	
		A 地域	B 地域
メチルメルカプタン	$Q \leq 0.001$	0.03	0.06
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007	0.01
	$0.1 < Q$	0.002	0.003
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.1	0.3
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02	0.07
	$0.1 < Q$	0.005	0.02
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.3	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07	0.3
	$0.1 < Q$	0.01	0.07
二硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.6	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1	0.4
	$0.1 < Q$	0.03	0.09

注) Q は工場その他の事業場から敷地外に排出される排水量 (m^3/s) を表す。

出典: 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(平成 24 年鹿児島県告示第 419 号)

表 3.2-49 悪臭に係る特定施設及び規制基準(鹿児島県公害防止条例)

番号	用途区分	施設名	規模	構造等に関する基準
1	獣畜、魚介類又は鳥類の臓器、骨皮、羽毛等を原料とする飼料又は肥料の製造の用に供するもの	(1)原料置場	すべてのもの	次の各号に該当すること。 (1)工場等は、悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。 (2)原材料及び製品等は、悪臭が漏れにくい密閉された施設に貯蔵すること。 (3)施設は、密閉構造とし、燃焼法、吸収法若しくは洗浄法又はこれと同等以上の脱臭効果を有する方法で処理すること。
		(2)蒸解施設	すべてのもの	
		(3)乾燥施設	すべてのもの	
2	菌体かす又はでん粉かすを原料として飼料又は肥料等の製造の用に供するもの	(1)原料置場	すべてのもの	
		(2)乾燥施設	すべてのもの	
3	パルプ又は紙製造の用に供するもの	(1)蒸解がま	すべてのもの	次の各号に該当すること。 (1)工場等は、悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。 (2)施設は、密閉構造とし、燃焼法若しくは洗浄法又はこれと同等以上の脱臭効果を有する方法で処理すること。
		(2)薬液回収施設	すべてのもの	
4	鶏ふん乾燥を業とする者が用いるもの	鶏ふん乾燥施設	すべてのもの	次の各号に該当すること。 (1)工場等は、悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。 (2)原材料及び製品等は悪臭の漏れにくい容器に収納し、又はカバーで覆う等の措置を講ずること。 (3)施設は、密閉構造とし、燃焼法若しくは土壌酸化法又はこれと同等以上の脱臭効果を有する方法で処理すること。
5	でん粉製造の用に供するもの	かすだめ	すべてのもの	次の各号に該当すること。 (1)かすが外部に流れ出ないように、囲いを設けること。 (2)悪臭が外部に漏れないように、カバーで覆う等の措置を講ずること。

出典:悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(平成24年鹿児島県告示第419号)

(4) 水質汚濁に係る規制

ア. 工場排水等に対する規制

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)では、特定施設を設置する工場・事業場からの公共用水域への排水について排水基準(一律排水基準)が定められている。水質汚濁防止法に基づく排水基準を表3.2-50(1)～(2)に示す。なお、鹿児島県公害防止条例(昭和46年鹿児島県条例第41号)に基づく排水基準も同値である。

表 3.2-50(1) 水質汚濁防止法に基づく有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L
有機燐(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L
砒(ひ)素及びその化合物	砒(ひ)素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 ほう素 10mg/L 海域 ほう素 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 ふっ素 8mg/L 海域 ふっ素 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考	
1.「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号、最終改正 令和元年環境省令第15号)

表 3.2-50(2) 水質汚濁防止法に基づく生活環境に係る排水基準

項目	許容限度
水素イオン濃度(pH) (水素指数)	海域以外 5.8以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
浮遊物質(SS)	200mg/L(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120mg/L(日間平均60mg/L)
燐(りん)含有量	16mg/L(日間平均8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号、最終改正 令和元年環境省令第15号)

(5) 地下水の採取に係る規制

事業実施区域周辺は「工業用水法」(昭和31年法律第146号)及び「建物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年法律第100号)による地下水採取を規制されている地域はない。

3) 自然環境法令等による指定状況

(1) 自然公園、自然環境保全地域

事業実施区域周辺においては、「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく自然公園等の指定がされており、その位置は図 3.2-12 に示すとおりである。

また、屋久島国立公園区域の地種区域別面積を表 3.2-51 に示す。なお屋久島国立公園における公園面積(海域を含む)は 24,859ha である。

表 3.2-51 屋久島国立公園区域の地種区域別面積 (ha)

	特別地域				普通地域	公園面積 (陸域のみ)
	特別 保護地区	第 1 種	第 2 種	第 3 種		
屋久島地域	7,669	3,300	2,516	11,016	65	24,566

出典: 環境省ウェブサイト「屋久島国立公園」

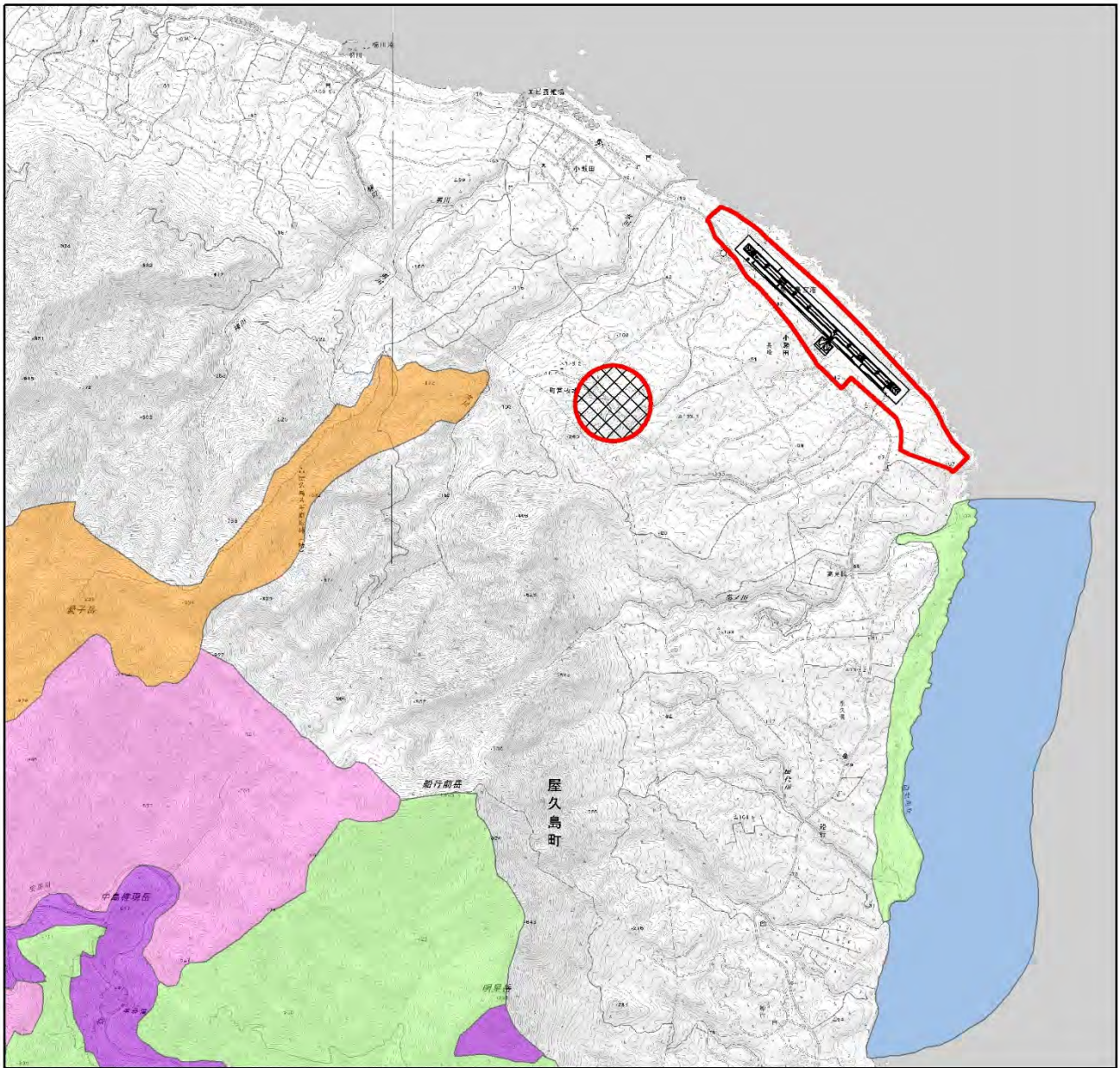
<<http://www.env.go.jp/park/yakushima/intro/index.html>>

(2) 鳥獣保護区等

事業実施区域周辺において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区等は図 3.2-13 に示すとおりである。

(3) 保安林

事業実施区域周辺においては、「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林の指定がされており、その位置は図 3.2-14 に示すとおりである。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 普通地域
- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域

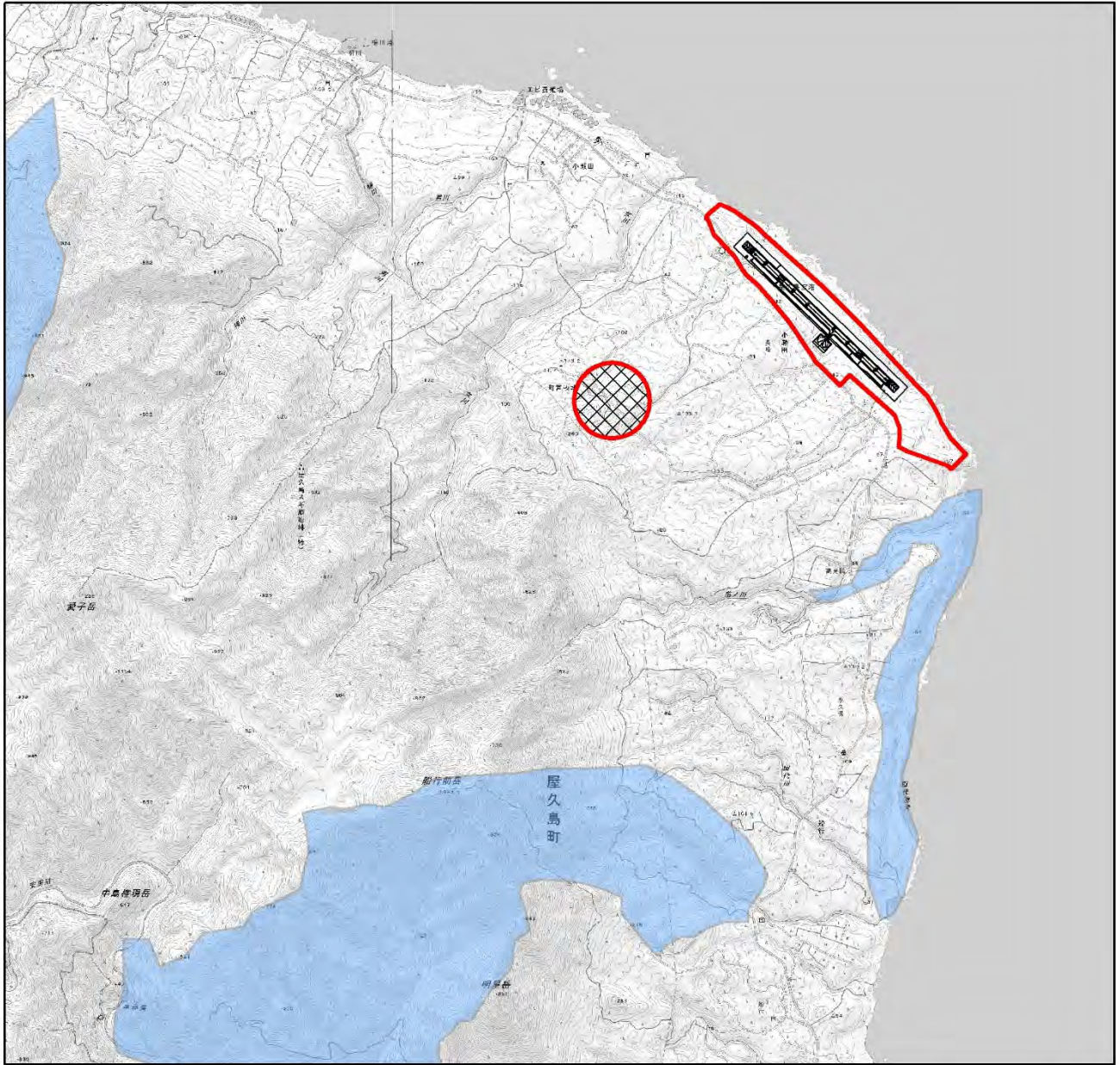
0 0.5 1 2 km

1:50,000



出典：環境省ウェブページ「屋久島国立公園」
<http://www.env.go.jp/park/yakushima/intro/index.html>

図 3.2-12 自然公園法に基づく国立公園の指定状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 特定猟具使用禁止区域

0 0.5 1 2 km

1:50,000



出典：「令和3年度 鹿児島県鳥獣保護区等位置図（薩南諸島）」（鹿児島県）

図 3.2-13 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等の指定状況

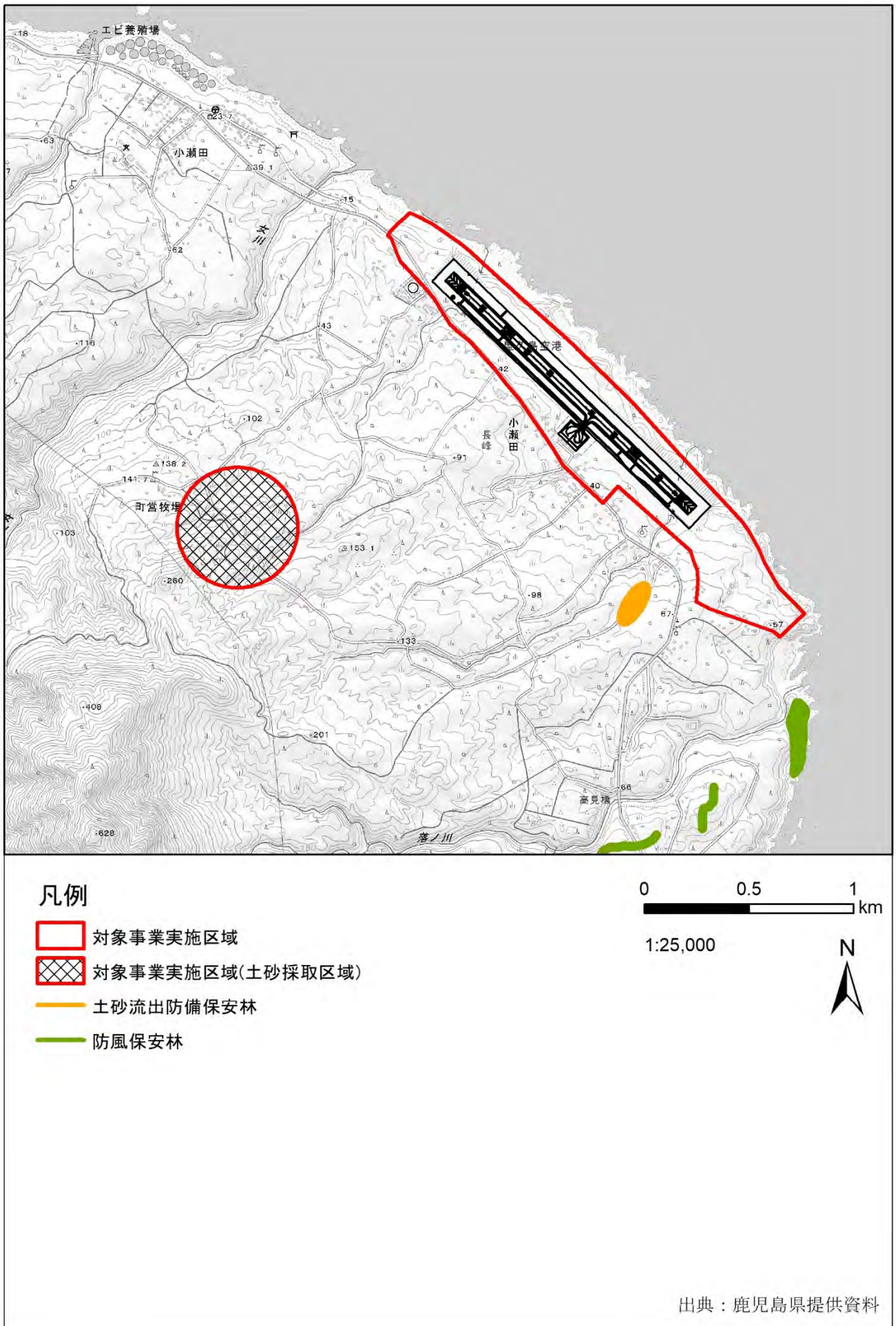


図 3.2-14 事業実施区域周辺の保安林の指定状況

4) 文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等

事業実施区域周辺における「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)、「鹿児島県文化財保護条例」(昭和30年鹿児島県条例第48号)、「屋久島町文化財保護条例」(平成19年屋久島町条例第223号)に基づく史跡・名勝・天然記念物等の指定状況は表3.2-52～表3.2-54に示すとおりであり、事業実施区域周辺において、所在地が屋久島全域であるものを除く指定文化財として、屋久島早崎海岸の鉾脈群が近傍に立地する(図3.2-15参照)。

また、事業実施区域周辺に分布する「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財包蔵地の分布状況は図3.2-15及び表3.2-55に示すとおりである。

表 3.2-52 指定文化財の内容(国指定)

種別	区分	名称	所在地	指定年月日
記念物	特別天然記念物	屋久島スギ原始林	屋久島	昭和29年3月20日
	天然記念物	アカヒゲ	屋久島	昭和45年1月23日
		オカヤドカリ	屋久島	昭和45年11月12日
		カラスバト	屋久島	昭和46年5月19日
		アカコッコ	屋久島	昭和50年2月13日
		エラブオオコウモリ	口永良部島	昭和50年2月13日
		イイジマムシクイ	屋久島	昭和50年6月26日
		ヤクシマカワゴロモ生育地	一湊川・白川	平成22年8月5日

出典:統計屋久島町(令和2年度版)

表 3.2-53 指定文化財の内容(県指定)

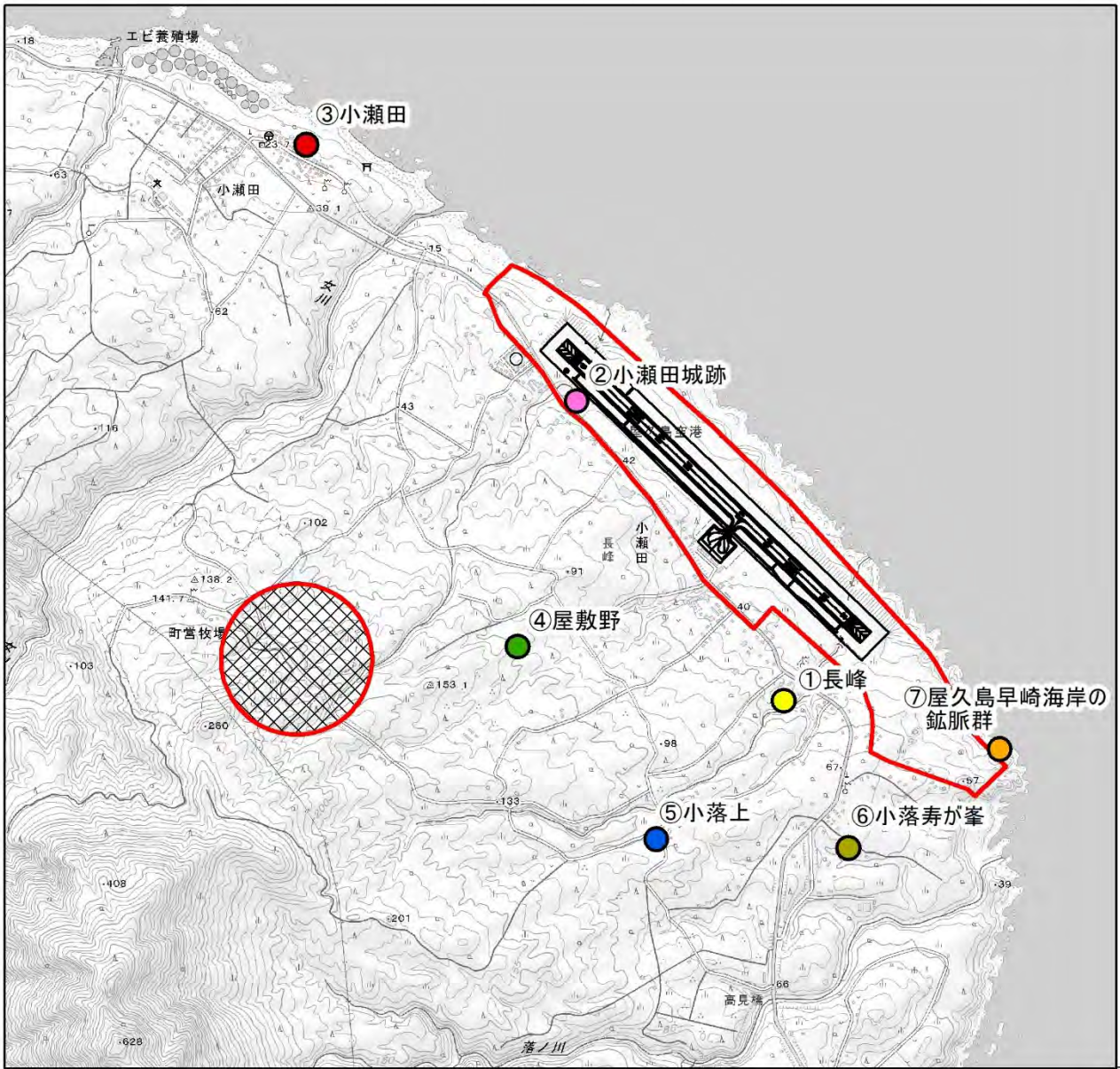
種別	区分	名称	所在地	指定年月日
記念物	史跡	泊如竹の墓	安房	昭和36年8月16日
民俗文化	無形	屋久島の如竹踊り	安房	平成18年4月21日
記念物	天然記念物	ミシマサワガニ	口永良部島	平成25年4月23日
		屋久島早崎海岸の鉾脈群	長峰	令和2年4月28日

出典:統計屋久島町(令和2年度版)

表 3.2-54 指定文化財の内容(町指定)

種別	区分	名称	所在地	指定年月日	
有形文化	古文書	楠川区有文書	楠川	昭和48年8月20日	
	絵画	涅槃図	宮之浦	昭和52年3月5日	
	歴史資料	日蓮宗祖師等供養塔婆	永田字瀬戸ノ上	平成元年4月1日	
		天文十七年行善妙巖名五輪塔	永田字瀬戸ノ上	平成元年4月1日	
		道本銘供養塔	永田字後野釈迦堂	平成元年4月1日	
		法華経三千部供養塔	宮之浦字寺山	平成元年4月1日	
		島津義久第七回忌供養塔	宮之浦字寺山	平成元年4月1日	
		益救神社仁王像	宮之浦字水洗尻	平成元年4月1日	
	考古資料	本蓮寺鰐口	楠川字門前	平成元年4月1日	
	工芸品	顕寿寺梵鐘	永田字下宇都	平成元年4月1日	
益救神社手水鉢		宮之浦字水洗尻	平成元年4月1日		
建造物	正徳五年銘石灯籠	宮之浦字寺山	平成元年4月1日		
民俗文化	有形	栗生共同墓地	栗生	平成3年3月31日	
	無形	なぎなた踊り	麦生	昭和55年3月31日	
		湯泊笠踊り	湯泊	昭和56年9月30日	
	楠川盆踊り	楠川	平成26年1月1日		
記念物	天然記念物	スナズル	栗生西宮原	昭和45年11月16日	
		ツキイゲ	栗生西宮原	昭和45年11月16日	
		メヒルギ	栗生満泊	昭和45年11月16日	
		カンノンチク	平内大山	昭和45年11月16日	
		ポンカン原木	平内	昭和45年11月16日	
		モダマ	安房城山	昭和45年11月16日	
		ヒリュウシダ	原	昭和45年12月19日	
		テンバイ	小島	昭和45年12月19日	
		ガジュマル	中間上町	昭和45年12月19日	
		ウミガメとタマゴ	栗生海岸	昭和46年5月24日	
		キイレツチトリモチ	尾之間	昭和48年3月8日	
		ヤッコウソウ	小島	昭和48年3月8日	
		枕状溶岩	田代川河口	昭和48年3月8日	
		モリヘゴ	楠川字門前	平成8年2月26日	
		クリオザサ	栗生	平成16年2月27日	
		オオタニワタリ	湯泊・尾之間	平成16年2月27日	
		船行大杉	船行	平成16年2月27日	
		ズーフィコス化石群	宮之浦字物ヶ峯	平成19年3月27日	
		史跡	檀那墓	宮之浦	昭和48年5月7日
			如竹掘	安房	昭和56年9月30日
	宮之浦城ヶ平城跡		宮之浦	昭和63年4月26日	
	牛床詣所		宮之浦字牛床	平成元年4月1日	
	永田嶽神社境内磨崖題目		永田字多々良	平成元年4月1日	
	楠川城跡		楠川字折山	平成7年11月21日	
	西村越前守平時安の墓		平内字大山	平成10年6月26日	
	相良市郎兵衛藤原長政の墓		平内字大山	平成10年6月26日	

出典:統計屋久島町(令和2年度版)



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)

埋蔵文化財包蔵地

- ①長峰
- ②小瀬田城跡
- ③小瀬田
- ④屋敷野
- ⑤小落上
- ⑥小落寿が峯

天然記念物

- ⑦屋久島早崎海岸の鉦脈群

0 0.5 1 km

1:25,000



出典：鹿児島県立埋蔵文化財センターウェブサイト「埋蔵文化財情報データベース」

図 3.2-15 埋蔵文化財包蔵地・天然記念物の分布位置

表 3.2-55 事業実施区域周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地

位置	遺跡名	所在地	地形	時代
①	長峰	屋久島町小瀬田奉行野ほか	海岸	縄文時代、縄文時代後期、縄文時代晩期
②	小瀬田城跡	屋久島町小瀬田城之平	海岸	中世
③	小瀬田	屋久島町小瀬田上町ほか	海岸	
④	屋敷野	屋久島町小瀬田屋敷野	山地	古代
⑤	小落上	屋久島町小瀬田小落上	海岸	縄文時代
⑥	小落寿ヶ峯	屋久島町小瀬田寿ヶ峯	海岸	縄文時代、中世

出典：「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「鹿児島県文化財保護条例」（昭和 30 年鹿児島県条例第 48 号）、「屋久島町文化財保護条例」（平成 19 年屋久島町条例第 223 号）

注）表中の位置の欄の番号は図 3.1-15 内の番号を示す。

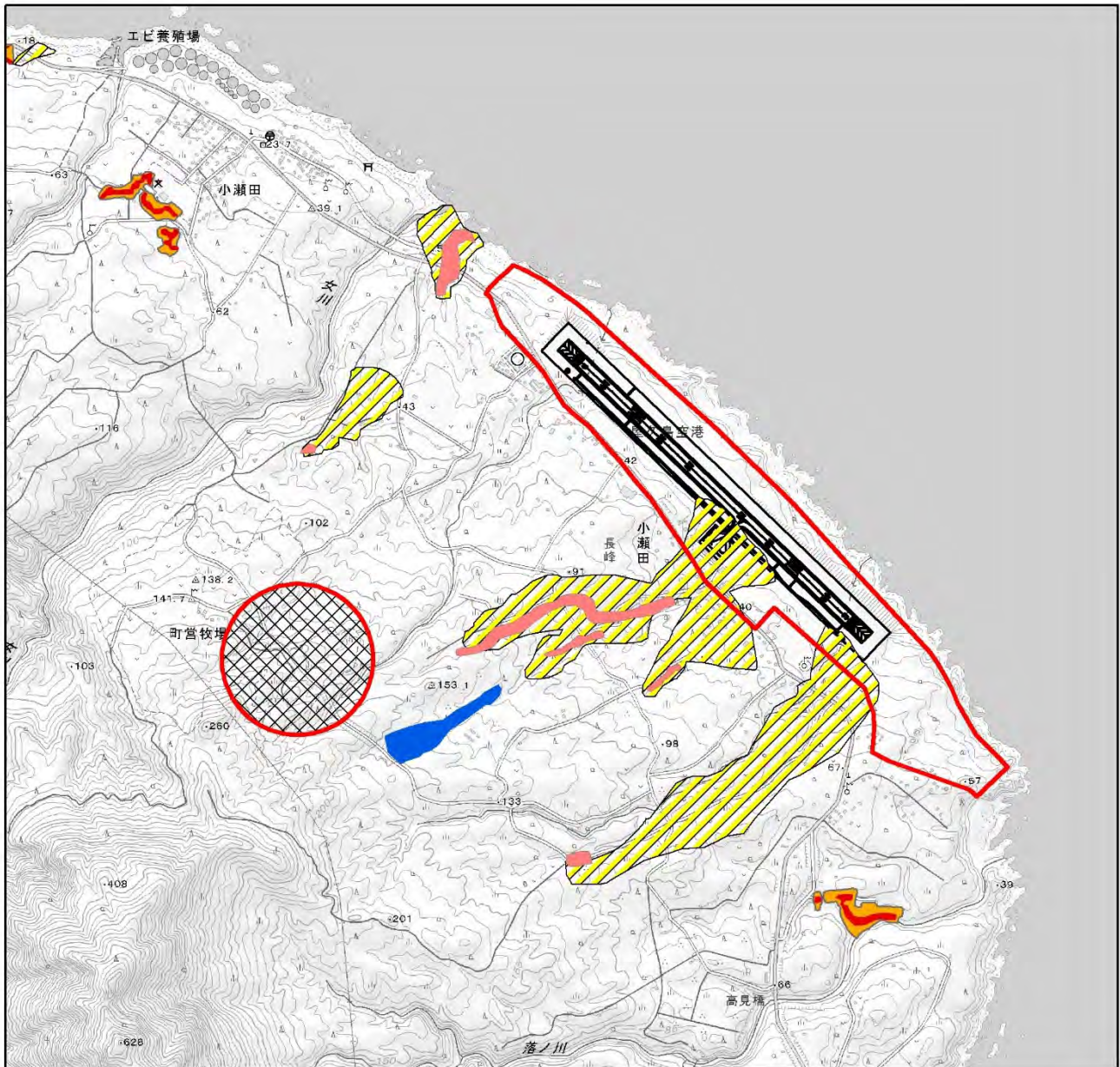
5) 災害防止に関する法律に基づく地域地区の指定状況

災害防止に係る指定地域等の状況は、表 3.2-56 及び図 3.2-16(1)～(2)に示すとおりである。対象事業実施区域において土砂災害危険箇所及び土石流危険溪流等が指定されている。

表 3.2-56 災害防止に係る指定地域等の状況

災害防止に係る主な法令	指定内容	指定状況	
		屋久島町	対象事業実施区域内
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	○	○
砂防法(明治 30 年法律第 29 号)	砂防指定地	○	×
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)	急傾斜地崩壊危険区域	○	×
地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)	地すべり防止区域	×	×

注)指定状況において、○は存在すること、×は存在しないことを示す。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 砂防指定地
- 急傾斜地の崩壊
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 土石流
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

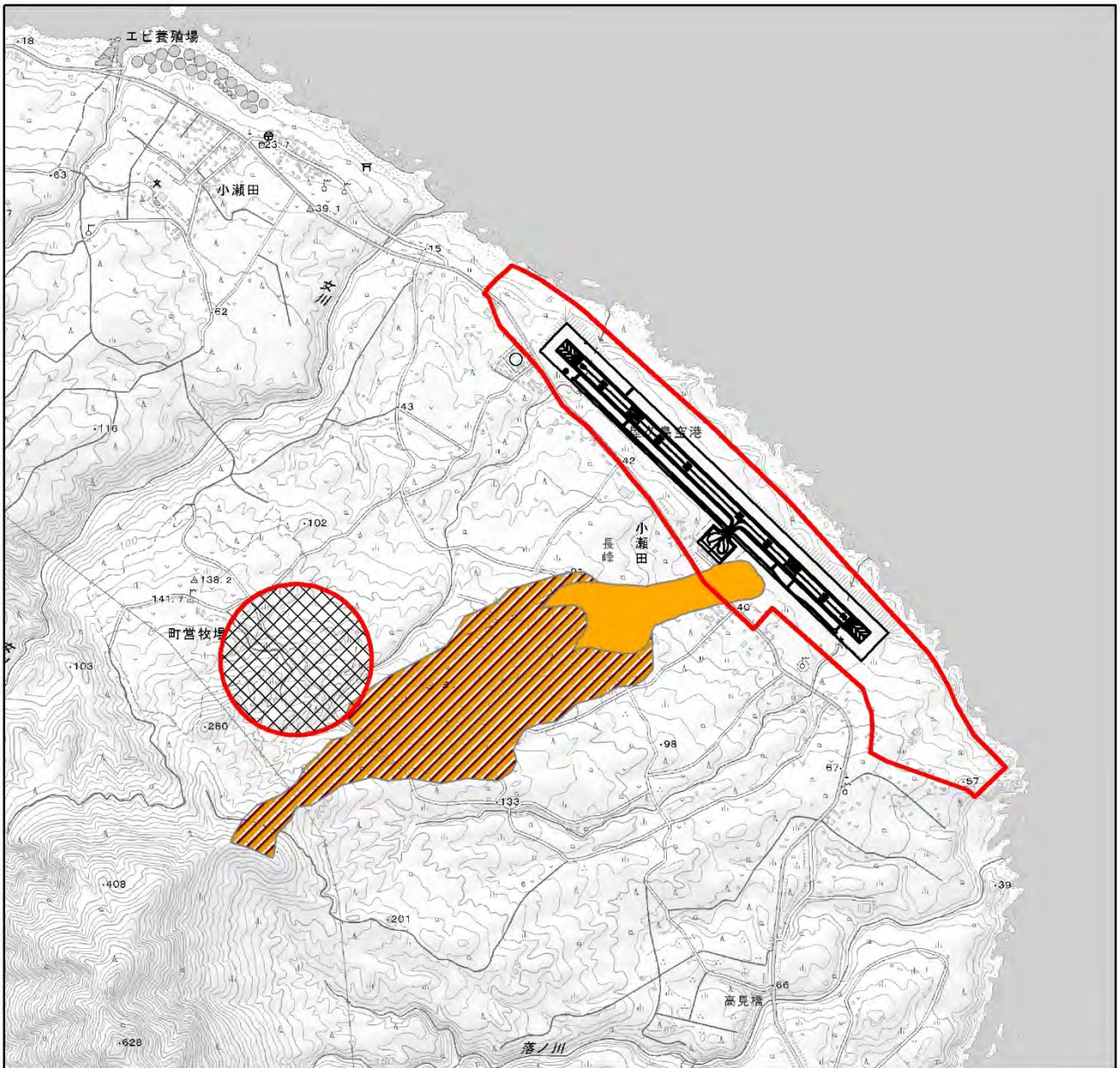
0 0.5 1 km

1:25,000



出典：「砂防三法情報マップ」
<http://www.pref.kagoshima.jp/ah08/sabousannpou.html>
「土砂災害警戒区域等マップ」(鹿児島県ウェブサイト)より作成
<http://www.pref.kagoshima.jp/ah08/bosai/dosya/area/doshasaigaimappu.html> 令和2年6月2日閲覧

図 3.2-16(1) 災害防止に係る指定地域等の状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 土砂災害危険箇所
- 土石流被害想定区域
- 土石流危険溪流

0 0.5 1 km

1:25,000



出典：「土砂災害警戒区域等マップ」（鹿児島県ウェブサイト）より作成
<http://www.pref.kagoshima.jp/ah08/bosai/dosya/area/dosyasaigaimappu.html>
 令和2年6月2日閲覧

図 3.2-16(2) 災害防止に係る指定地域等の状況

3.2.8 その他の事項

1) 公害苦情件数

屋久島町における公害苦情件数の状況は、表 3.2-57 に示すとおりである。屋久島町における公害苦情件数は平成 25 年において、騒音が 1 件(商業施設)であった。

表 3.2-57 屋久島町における公害苦情件数

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	典型7公害計	典型7公害以外	合計
平成 25 年度	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
平成 26 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 27 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 28 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 29 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 30 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典:環境白書(鹿児島県;平成 26 年~令和 2 年版資料編)

2) 国際締約

(1) 世界遺産登録

屋久島において世界自然遺産に登録された区域を図 3.2-17 に示す。

世界遺産は、1972年のユネスコ総会において採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）にもとづいて世界遺産リストに登録された、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ物件のことであり、遺跡、景観、自然などの移動が不可能な不動産やそれに準ずるものが対象となっている。

屋久島については、1993年に面積の20%にあたる約1万747haが、「ひときわすぐれた自然美及び美的な重要性をもつ最高の自然現象又は地域を含むもの」及び「陸上、淡水、沿岸及び海洋生態系と動植物群集の進化と発達において進行しつつある重要な生態学的、生物学的プロセスを示す顕著な見本であるもの」の基準を満たしたとみなされ登録がなされている。ただし、事業実施区域は世界遺産登録区域外である。

また、世界遺産登録された区域については、屋久島国立公園に指定されている。

(2) ユネスコエコパーク

屋久島におけるユネスコエコパークの登録状況を図 3.2-18 に示す。

ユネスコエコパークは、ユネスコが実施する「人間と生物圏計画に基づき指定する生物圏保存地域」の日本における呼称であり、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とし、自然の保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生に重点を置いている。

屋久島については、1980年に屋久島の一部が登録されていたものの、ユネスコエコパークの機能に「経済と社会の発展」が追加され、その機能を果たす移行地域の追加設定が求められたことから、2016年に口永良部島を含む屋久島町全域に拡張して登録が決定している。なお、事業実施区域周辺は移行地域(居住区であり、漁業を含む地域社会や経済発展が図られる地域)に指定されている。

また、自然環境等の保護を目的とした核心地域及び緩衝地域に指定された区域については、屋久島国立公園に指定されている。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 世界遺産

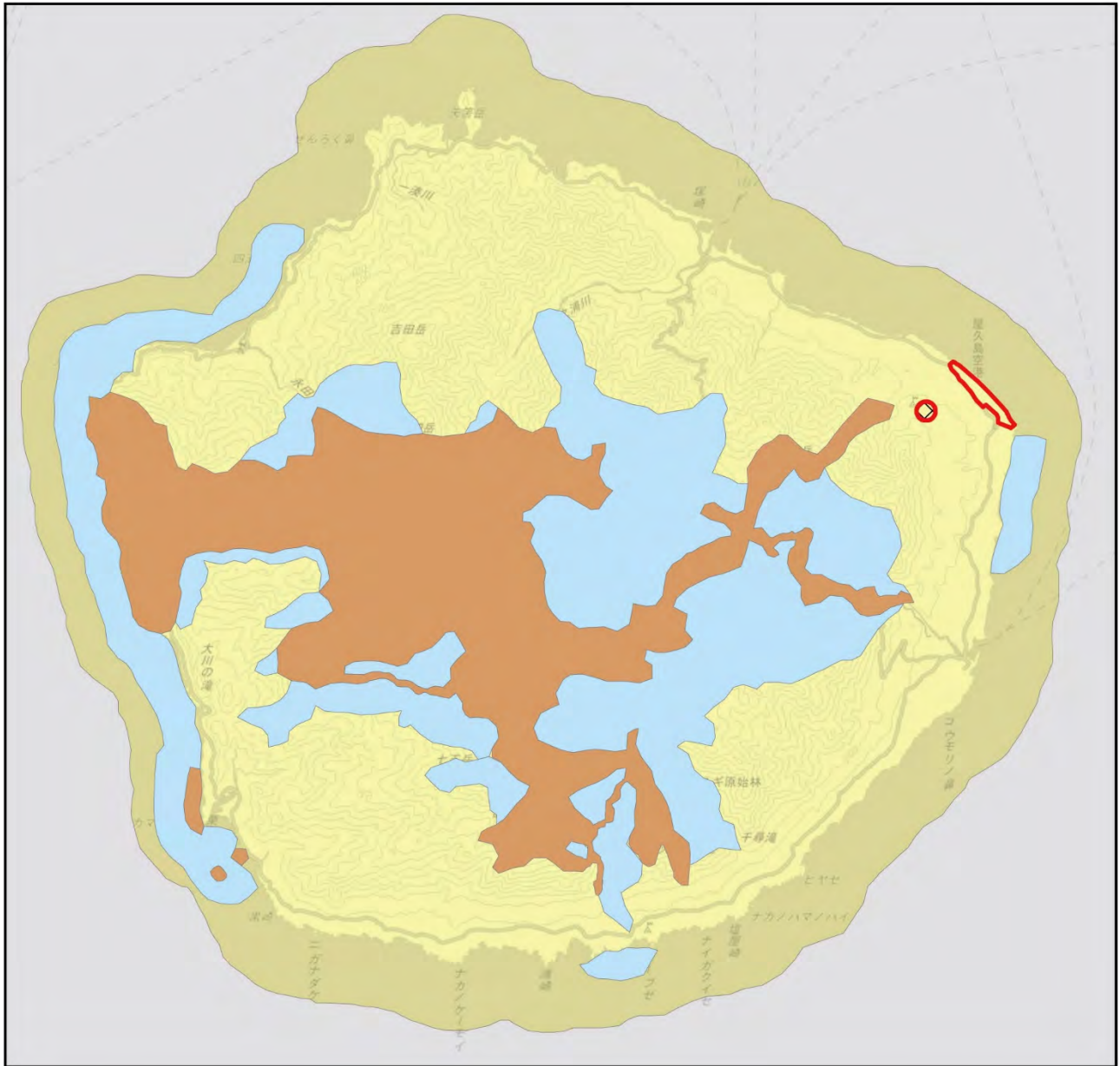
0 1 2 4 km

1:200,000



出典：屋久島世界遺産センターウェブページ
 「屋久島世界自然遺産登録の効果と課題 (H26. 10. 25)」
<https://www.env.go.jp/park/yakushima/ywhcc/wh/wh.htm>

図 3.2-17 世界遺産登録状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 核心地域
- 緩衝地域
- 移行地域 (注：海域沿岸部は背景色が透過しているため、やや色調が異なるが同じ地域指定である。)

0 1 2 4 km

1:200,000



出典：「日本ユネスコエコパークネットワーク」より作成

図 3.2-18 ユネスコエコパーク登録状況

3) 環境の保全に関する計画等

(1) 鹿児島県環境基本計画

鹿児島県は、21世紀を展望した環境行政の基本目標と環境保全施策の基本的方向性を明らかにした環境基本計画を平成10年に策定し、環境をめぐる状況の変化に合わせて、平成16年に1回目、平成23年に2回目の改定をおこなっている。

2回目の改定から10年が経過し、環境をめぐる情勢の変化や新たな課題などに適切に対応するため、令和3年3月に改訂を行っている。

計画期間は、現況（令和元年度）～目標（令和12年度）とされている。

鹿児島県環境基本計画の構成を図3.2-19に、鹿児島県環境基本計画の目標の環境指標一覧を表3.2-58(1)～(2)に示す。



出典：鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県環境基本計画」

図 3.2-19 鹿児島県環境基本計画の構成

表 3.2-58(1) 鹿児島県環境基本計画の目標の環境指標一覧

項目		現況 (令和元年度)	目標 (令和12年度)	関連する主な SDG s	
①自然環境の保全・活用				6、11、14、15	
自然公園	指定か所数	14	18		
	指定面積	123,904.6ha	13,293ha		
海域公園	指定か所数	26	26		
	指定面積	8,542.3ha	8,542.3ha		
保安林	指定面積	62,722ha	70,433ha		
多自然川づくり整備か所数		46	50		
②緑の空間の保全・整備				11、15	
都市公園等	指定面積	1,951.5ha	2,080.0ha		
	1人当たり面積	14.0m ²	14.8m ²		
緑の基本計画策定市町村数		6	都市区域を有する全市町村 (R3.3 現在:35市町)		
グリーンマスター認定者数		45人	50人		
③水辺空間の保全・整備				11、14	
リバーフロント整備か所数		28	32		
親水護岸整備か所数	農業関係	28	29		
	港湾関係	11	13		
④景観の形成				11	
電線の地中化延長	県道	21,840m	25,440m		
⑤大気環境の保全				3、11、12	
大気汚染に係る環境基準の達成率 (※自然現象に起因する場合を除く)	二酸化硫黄※		100%		100%
	二酸化窒素		100%		100%
	浮遊粒子状物質※		100%		100%
	微小粒子状物質※		100%		100%
	一酸化炭素		100%		100%
	ベンゼン		100%		100%
	トリクロロエチレン		100%		100%
	テトラクロロエチレン		100%		100%
	ジクロロメタン		100%	100%	
⑥水環境の保全				3、6、11、12	
水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目)の達成率	河川	BOD	95.3%		100%
		全亜鉛	100%		100%
		湖沼	COD		75%
	海域	全りん	75%		100%
		全亜鉛	100%		100%
		COD	83.3%		100%
		全窒素	100%		100%
		全りん	100%		100%
		水質目標達成率	鹿児島湾		COD
		窒素	100%		100%
		りん	100%		100%
	池田湖	COD	100%		100%
		窒素	100%		100%
		りん	100%		100%
海水浴場としての適合率		100%	100%		
汚水処理人口普及率(※「かごしま生活排水処理高層2019(H31.3)」により、将来像100%(設定年度なし)		81.1% (平成30年度末)	100% (将来像)※		
⑦騒音・振動、悪臭等の防止				11	
騒音に係る環境基準の達成率	騒音(一般)		89.3%		100%
	騒音(道路に面する地域)		92.8%		100%
	航空機騒音		100%		100%
	新幹線騒音		81.8%	100%	

表 3.2-58(2) 鹿児島県環境基本計画の目標の環境指標一覧

項目	現況 (令和元年度)	目標 (令和12年度)	関連する主な SDG s	
⑧化学物質の環境安全管理			3、6、11、12	
ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	大気	100%		100%
	公共用水(水質)	100%		100%
	公共用水(底質)	100%		100%
	地下水質	100%		100%
	土壌	100%		100%
ダイオキシン類排出量見込み	1.9g-TEQ/年	2.2g-TEQ/年以下		
⑨温室効果ガス排出削減対策の推進			7、11、13	
温室効果ガス排出量(森林吸収分を含む)	1,092万トン(平成29年度)	1,015万トン		
地方公共団体実行計画策定市町村数	42	全市町村		
⑩循環型社会の形成			11、12	
一般廃棄物排出量(総量)	532千トン(令和2年度推計値)	483千トン(令和7年度)		
一般廃棄物排出量(一人一日当たり)	918g(令和2年度推計値)	875g(令和7年度)		
一般廃棄物リサイクル率	16.4%(令和2年度推計値)	23.4%(令和7年度)		
一般廃棄物最終処分量	59千トン(令和2年度推計値)	47千トン(令和7年度)		
産業廃棄物排出量	8,170千トン(令和2年度推計値)	8,170千トン(令和7年度)		
産業廃棄物再利用率(農業を除く)	63.9%(令和2年度推計値)	63.9%(令和7年度)		
産業廃棄物最終処分量(農業を除く)	86千トン(令和2年度推計値)	86千トン(令和7年度)		
農業用廃プラスチック類再生処理率	85%	95%		
建設廃棄物再資源化率(アスファルト・コンクリート塊)	100%	100%		
建設廃棄物再資源率(コンクリート塊)	100%	100%		
環境物品などの調達方針(グリーン調達方針)策定市町村数	19	全市町村		
⑪再生可能エネルギー導入の促進(目標値は令和4年度末)				7、12
太陽光発電	1,981,963kw	2,970,000kw		
風力発電	266,539kw	371,000kw		
水力発電	263,523kw	277,000kw		
地熱発電	66,795kw	71,000kw		
バイオマス発電	139,045kw	228,000kw		
海洋エネルギー発電	—	導入事例を数例作る		
太陽熱利用	44,027kL	44,000kL		
バイオマス熱利用	115,300kL	168,000kL		
温泉熱利用	—	導入事例を増やす		
地中熱利用	182kL	300kL		
バイオマス燃料製造	152kL	500kL		
⑫環境教育・環境学習の推進			4、12、13、17	
こどもエコクラブ設置市町村数	37	全市町村		
グリーンマスター認定者	45人	50人		
⑬環境と調和した農業の推進			11、12	
家畜排せつ物適正処理仕向量率	92.7%	98%		

【鹿児島県環境基本計画の環境指標に関連する主なSDG s】



(2) 景観計画

ア. 鹿児島県景観形成基本方針

鹿児島県景観形成基本方針では、表 3.2-59 に示すとおり、4つのゾーン別に景観形成を図っている。

表 3.2-59 鹿児島県景観形成基本方針

ゾーン区分	景観形成の視点
桜島・錦江湾ゾーン	調和のとれたまちなみと雄大な活火山、静穏な海域が一体となった景観づくり
霧島ゾーン	高い山の連なりや広大な高原、歴史・文化を生かした景観づくり
屋久島ゾーン	世界的に貴重な植生や海にそびえ立つ山岳の地形等を生かした景観づくり
奄美ゾーン	島を取り囲む海岸の連続性や特色のある生態系を生かした景観づくり

出典:鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県景観形成基本方針」(平成20年3月鹿児島県)

イ. 屋久島町ふるさと景観計画

屋久島町ふるさと景観計画本方針では、表 3.2-60 に示すとおり、6つのゾーン別に景観形成を図っている。事業実施区域周辺は東部ゾーンに該当する。

また、対象事業実施区域に隣接する主要地方道上屋久屋久線は景観重要公共施設(景観重要道路)として位置づけられ、以下の方針が示されている。

[景観重要公共施設の整備に関する方針(景観重要道路)]

- 歩行者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする。
- 島を一周できる唯一の生活路線及び観光地等に通じる路線であり、風格ある景観の形成とにぎわいのある創出につながる整備を行う。
- 潤いや安らぎのある景観を形成するため、街路樹や植栽等の自然と調和した花木のまちづくりを推進し、適正な維持・管理を図る。
- 車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識などは、沿道の建築物等によるまちなみが映えるデザイン、色彩に配慮する。

表 3.2-60 屋久島ふるさと景観計画 地域別の景観形成の方針

ゾーン区分	対象	景観形成の方針
集落ゾーン	全集落	集落を形成する地域は、南国の島らしい魅力ある四季折々の花木の景観を創出し、生活環境や道路環境づくりを推進し、「花の香り漂うまちづくり・蝶の舞う里づくり」を目指し、自然と調和のとれた個性ある美しい花木の景観に努める。
北部ゾーン	永田・吉田・一湊集落	当地域は、ぼんかん・たんかん、お茶等を中心とした農業と、一湊漁港を中心とした「屋久サバ」等の漁業などが行われ、白い浜辺と東シナ海の眺望を臨む美しい海岸線が広がる集落地である。また、永田いなか浜はウミガメの産卵地としての自然環境の景観を形成していることから、美しい砂浜や海岸線、ウミガメの産卵地などの自然環境を保全・活用した景観づくりに努める。
東部ゾーン	志戸子・宮之浦・楠川・榊川・小瀬田・長峰・永久保・船行・松峯・安房・春牧・平野集落	当地域は、港湾や空港など町と島外とを結ぶ交通の拠点地域となっておりとともに、主な市街地の形成もみられることから、島の玄関として港湾や空港から市街地まで一体感ある、屋久島らしさを実感できる景観づくりに努める。
南部ゾーン	高平・麦生・原・尾之間・小島・平内・湯泊・中間・栗生集落	当地域は、温暖な気象条件を利用した本町の基幹作物であるぼんかん・たんかんを中心とした農業の生産が盛んな地域であり、樹園地や田園風景を形成している。また、温泉資源にも恵まれており、島民や来島者がくつろぎや安らぎを感じることができ景観を形成していることから、緑あふれる森と魅力ある農村風景、恵まれた温泉資源などの自然と調和のとれた景観づくりに努める。
西部ゾーン	栗生・永田集落の一部	当地域は、西部林道及び沿道エリアであり、世界自然遺産の地域に属する自然保護エリアを形成していることから、西部林道から見る自然林と海岸線の美しい自然景観づくりに努める。
口永良部ゾーン	本村・湯向集落	当地域は、霧島火山帯に属する火山島であり、島全体が主に溶岩や火山灰からなり、自然放牧による畜産と漁業などが行われている地域である。また、島の至るところに良質な温泉が湧き出し、島民の交流・憩いの場を形成していることから、雄大な自然と火山島を保全・活用した景観づくりに努める。

出典：「屋久島町ふるさと景観計画」（平成 26 年 1 月屋久島町）

(3) 地球温暖化対策実行計画

ア. 鹿児島県地球温暖化対策実行計画

鹿児島県地球温暖化対策実行計画による施策の概要は表 3.2-61 に示すとおりである。

表 3.2-61 鹿児島県地球温暖化対策実行計画

<p>【計画期間】 2018(平成 30)年度から 2030 年度までの 13 年間とし、基準年度を 2013(平成 25)年度、目標年度を 2030 年度とする。</p>
<p>【目標】 2030 年度までに 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 24%削減させ、森林吸収による削減効果を合わせて 33%削減させることとする。</p>
<p>【取り組む施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業部門 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な事業者の排出抑制の取組促進 ・省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入に関する啓発や情報提供等による普及促進 ・徹底的なエネルギー管理の促進 ・農業生産活動における排出抑制に関する支援や研究・開発 ・カーボン・オフセット制度の普及促進 ○業務その他部門 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な事業者の排出抑制の取組促進 ・省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入に関する啓発や情報提供等による普及促進 ・建築物温暖化対策の推進 ・徹底的なエネルギー管理の促進 ・カーボン・オフセット制度の普及促進 ○家庭部門 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入に関する啓発や情報提供等による普及促進 ・建築物温暖化対策の推進 ・ライフスタイルの見直しに関する普及・啓発 ○運輸部門 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な事業者の排出抑制の取組促進 ・エコドライブの普及促進、次世代自動車の導入促進 ・自動車の利用低減の取組促進 <ul style="list-style-type: none"> ・モーダルシフトの促進 ・公共交通機関や自転車の利用促進等 <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備の促進 ・地産地消の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・船舶版アイドリングストップの促進 ・バイオ燃料の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ・カーボン・オフセット制度の普及促進 ○温室効果ガスの排出削減対策(エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス) <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制等の取組促進 <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設における熱回収・発電の促進 ・環境に配慮した産業の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・代替フロン等 4 ガスの適正な回収処理等の促進 ○温室効果ガスの吸収源対策 <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境教育や木育の推進 ・森林整備等による吸収量の認証 <ul style="list-style-type: none"> ・県産材の利用促進 ・都市緑化等の推進 ○部門・分野横断的対策 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の率先的取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地球環境を守るかごしま県民運動の一層の展開 ・環境教育、環境学習の促進 ・県地球温暖化防止活動推進センターによる普及、啓発 ・屋久島 CO₂ フリーの島づくりの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・クールビズ・ウォームビズ等の促進 ・各種広報媒体の活用

出典：鹿児島県 HP「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」（平成 30 年 3 月 鹿児島県）

(4) 廃棄物処理計画

ア. 鹿児島県廃棄物処理計画

鹿児島県廃棄物処理計画による施策の概要は表 3.2-62 に示すとおりである。

表 3.2-62 鹿児島県廃棄物処理計画

【計画の期間】 令和3年度から令和7年度までの5年間 ※廃棄物を取り巻く情勢に大きな変化が生じた場合には必要に応じて見直し。		
【計画の目標】		
項目	令和2年度推計値	令和7年度目標値
1. 一般廃棄物		
総排出量	532千トン	483千トン
1人一日当たり排出量	918g	875g
リサイクル率	16.4%	23.4%
最終処分量	59千トン	47千トン
2. 産業廃棄物		
総排出量	8,170千トン	8,170千トン
リサイクル率(農業を除く)	63.9%	63.9%
最終処分量(農業を除く)	86千トン	86千トン
【主な施策】		
1. 一般廃棄物		
(1) ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの促進		
・排出抑制の促進	・食品ロスの削減	
・再生素材等の利用促進	・容器包装リサイクルの促進	
・家電、小型家電リサイクルの促進	・自動車リサイクルの促進	
・生ごみなどのリサイクルの促進	・食品リサイクルの促進	
・その他の品目のリサイクルの促進		
(2) 廃棄物処理体制の整備		
・ごみの広域処理の促進	・一般廃棄物処理施設の維持管理の徹底	
・廃棄物エネルギーを回収する施設の整備促進		
(3) 適正処理の促進		
・不法投棄の防止	・地域環境衛生団体の育成	
・市町村一般廃棄物処理計画策定への適切な助言・家電の適正処理		
(4) し尿処理の促進		
・し尿処理施設による処理の促進	・浄化槽によるし尿処理の適正化	
(5) 普及啓発及び情報公開の促進		
・県民への普及啓発	・情報公開の推進	
2. 産業廃棄物		
(1) 排出抑制、減量化、リサイクルの推進		
・排出事業者への指導	・リサイクル製品の市場拡大	
・排出抑制・リサイクル等の取組への支援	・公共事業等におけるリサイクルの推進	
・食品リサイクルの推進	・資源循環関連企業の立地促進	
(2) 廃棄物処理施設の整備促進		
・県内完結型の産業廃棄物処理の推進	・中間処理施設の整備	
・安定型最終処分場の整備	・管理型最終処分場の整備	
(3) 適正処理の推進		
・排出事業者処理責任の徹底	・電子マニフェスト制度の普及	
・優良な処理業者の育成	・監視指導の徹底	
・不法投棄の撲滅	・県外産業廃棄物の適正処理	
(4) 普及啓発及び情報公開の推進		
・県民への普及啓発	・情報公開の推進	
(5) その他個別取組項目		
・動物のふん尿	・農業用廃プラスチック類	
・建設系産業廃棄物	・焼酎粕	
・PCB廃棄物	・その他の特別管理産業廃棄物	
3. 災害廃棄物等の処理対策		
4. 離島地域のリサイクルの促進		
5. 漂流ごみ対策		
6. 地域循環圏の構築		
7. プラスチックごみ削減の推進		

出典:鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県廃棄物処理計画」令和3年3月 鹿児島県)

イ. 廃棄物処理施設の状況

屋久島町の産業廃棄物処分許可業者を表 3.2-63 に示す。

屋久島町には、6つの中間処理業者が登録されている。

表 3.2-63 産業廃棄物処分許可業者

名称	住所又は本店所在地	処理内容	取扱い産業廃棄物	認可年月日 有効期限
屋久島リサイクル株式会社	鹿児島県熊毛郡屋久島町志戸子1277番地5	中間(破砕)	ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類	令和1年8月12日 令和6年8月11日
株式会社川田商会	鹿児島県熊毛郡屋久島町船行1046番地51	中間(圧縮・切断) 中間(破砕・減容) 中間(油化)	廃プラスチック類	平成29年1月16日 令和4年1月15日
		中間(圧縮・切断)	金属くず	
有限会社屋久島地力センター	鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田1508番地2	中間(堆肥化)	廃酸、木くず、動物性残さ、動物のふん尿	平成29年11月8日 令和4年11月7日
有限会社上屋久清掃社	鹿児島県熊毛郡屋久島町楠川197番地	中間(減容)	廃プラスチック類	平成27年2月4日 令和2年2月3日
緒方健太	鹿児島県熊毛郡屋久島町船行598番地2	中間(破砕)	がれき類	平成29年10月12日 令和4年10月11日
株式会社小池建設	鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦2437番地30	中間(破砕)	ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、木くず	平成28年12月13日 令和3年12月12日

注) 令和3年3月31日現在

出典:鹿児島県ウェブサイト「産業廃棄物処分業者許可業者一覧」

(5) 「わたしたちのまちの未来」～第二次振興計画基本構想～の概要

屋久島町では、令和元年に「わたしたちのまちの未来」を掲げた第二次振興計画が策定され、重点目標として「加速する人口減少・少子高齢化に備え、限られた財源で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくり」を掲げている。計画期間は2019年度～2028年度となっている。第二次振興計画の概要と基本計画を表3.2-64及び基本計画①～④に示す。

この第二次屋久島町振興計画は、住民と行政がともに考え行動する協働のまちづくりをとおして、計画の基本理念及び重点目標を実現する施策を実施し、住民の願いを実現する持続可能なまちづくりの方針を定めることを目的としている。

表 3.2-64 「わたしたちのまちの未来」～第二次振興計画基本構想～の概要

【基本理念】

『悠久の流れの中で、自然と共に生きる知恵と多様な集落の文化がとけあい、人々の営みが循環・持続していくまち』を目指します
1. 自然と共に生き、あらゆるものが循環する暮らしと営みを守り、持続させ、育んでいきます
2. 多様性のある暮らし、多様な集落の文化を持続していきます
3. あらゆる人が輝き、住民自らの手で作る屋久島スタイルのまちづくりを進めていきます

出典：屋久島町ウェブサイト「わたしたちのまちの未来」～第二次振興計画基本構想～

【基本計画①】

テーマ	課題	方針	施策	目標
住民の結びつきを強くする	行政からの情報発信(提供)と、意見公募等の双方向のシステムの構築の不足 ☆話し合いの機会が少なく、住民間や行政との意見交換のしにくさ	行政からの情報発信と、住民からの意見を聴く双方向の体制を充実させ、人情豊かなまちづくりに繋げていく為には、住民と行政が協働する、政策立案段階における定期的な話し合いの場が必要です。 そのような活動を地道に繰り返すことで、住民と行政の信頼関係を強固にし、町全体でひとつの目標に向かっていく事が肝要です。	☆まちづくりミーティング等、定期的な話し合いの開催に取り組みます。 ・町報、ホームページ、公式SNS等により定期的な情報発信を行い、住民の関心を深める工夫を行います。	・まちづくりミーティングの開催 ・町報発行: 1回/月 ・ホームページのアクセス数の増加 ・SNSフォロワー数: 約1,000→延べ5,000フォロワー
	住民の協働による防災・防犯体制の整備 ☆防災備品の充実 ☆口永良部島の降灰や硫黄臭対策が十分でない	近年、大規模な災害が頻発しており、地域コミュニティを基軸とした自助・共助・公助の理解が重要視されている。有事の際に真に命を守る防災を目指し、地域コミュニティと行政が協働した防災意識の醸成が必要です。 また、近年噴火を繰り返している口永良部島についても、火山島としての正しい理解のもと、有事の際には迅速に避難できる体制を整える等、地域の生活に密着した防災のあり方を検討していきます。	☆口永良部島の降灰対策を検討します。 ☆津波や土砂災害を想定した防災マップの作成に取り組みます。 ☆災害の種類に応じた指定避難所の見直し及び指定緊急避難所の指定を行います。 ☆南海トラフ等大規模災害を想定し、家庭や公共施設で備蓄できるよう、リストの作成及び周知を図ります。	・集落と協力し、避難訓練の実施 ・広報誌やホームページによる備蓄リスト等防災情報の発信
出生から老後まで安心して暮らせる仕組みをつくる	地域包括ケアシステムの深化・推進	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能としていく為には、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみにとどまらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要です。特に、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、地域包括支援センターが中心となり、地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要があります。	☆各集落単位での高齢者交流サロン事業の展開と支援を検討します。 ・自立支援、介護予防、重度化防止への取り組みを推進します。 ・在宅医療、介護連携を推進します。 ・地域ケア会議の充実を図ります。 ・認知症施策を総合的に推進します。 ・生活支援体制を整備します。 ・住まいや生活環境等を整備します。 ・地域活動や社会参加の促進を図ります。	

【基本計画②】

テーマ	課題	方針	施策	目標
出生から老後まで安心して暮らせる仕組みをつくる	☆少子化への対策	少子化の進行を止めることは難しいですが、屋久島町の環境を最大限に活用し、安心して子育てができるよう、子育て世代の受け入れ体制整備を行うことで、地域コミュニティの維持を図らなければなりません。 それと同時に、子ども達が出郷しても、また島に帰ってきて子育てがしたいと思えるよう、周知を図りながら子育て支援策を構築する必要があります。	☆子育てのしやすい環境整備に取り組みます。 ☆出産祝い金を3人目から増額できるよう検討します。 ・町外からの子育て世帯を受け入れられるよう、働きながら子育てができる体制を構築します。 ☆小児科を常設できるよう関係機関と協議します。	・学童保育所設置の促進 ・保育料の無償化への取り組み
町の魅力を引き出し、働き甲斐をつくる	屋久島材の付加価値、森林の価値向上の推進	屋久島は、屋久杉に代表される杉の産地であり森林資源も充実しており、資源の有効活用による健全で持続可能な森林経営が求められています。 これまで、森林面積の約8割が国有林、約2割が民有林の森林形態であることを鑑み、民国連携による森林整備等を実施してきました。また、屋久島材活用の為に、香りや強度といった地杉の特徴を活かした木材調達及び内容整理を行ってきました。 今後は、育成期から利用期に移行しつつあるスギ人工林や、様々な樹種を有する広葉樹の有効活用を図る観点からも、地杉製品等の開発や販路拡大など屋久島材の魅力を消費者へ普及する取組を実施することで、林業及び木材産業の発展による地域活性化を図ります。	☆広葉樹を活用した製品開発を検討します。 ・屋久島地杉を活用した新商品開発に取り組みます。	・屋久島地杉の島外出荷量:10,000m ・屋久島地杉の床板出荷量:8,000m
	自然環境に配慮した施設の維持管理や、自然の利用に関するルールの明確化	本町が有する類稀な自然環境の保全と活用について、関係機関等と連携しながら独自の観光のルールやマナーを確立し、次世代へ受け継げるよう、持続可能な観光を目指します。また、多様化するニーズにも配慮しながら、老朽化する施設の維持管理や、管理する人材が不足しないよう対応します。	☆自然や景観に配慮した登山道の整備を検討します。 ・環境学習、教育、エコツアーの利用を推進します。 ・人と自然の共生を目的としたルールの検討、導入を図ります。 ・屋久島町公認ガイドの利用促進を図ります。 ・入山協力金の啓発に取り組みます。	・町が管理している登山道の整備 ・屋久島町公認ガイド数の増加
安全で快適な暮らしを守る	情報ネットワークシステムの整備の遅れ ☆携帯機器の通信が遅い ☆インターネットの通信環境が良くない	本町では、光通信が未整備であることから、大容量の情報通信が実施しにくく、他地域と比べ情報通信格差が生じています。情報通信格差は、住民の日常生活のみならず、企業活動を行う上でも障害となっている為、令和元年から高度無線環境整備推進事業を活用し、光通信網の整備を行います。 光通信を導入することで、住民生活、企業誘致、インバウンド等の観光対策等、あらゆる面で、全国標準の地域情報化の推進を図ります。	☆各集落へのフリーWi-Fi設置を検討します。 ☆学校におけるタブレット学習に向け取り組みます。 ・光通信を活用した企業の誘致を行います。 ・町内の各事業者に、情報ネットワークを活用した事業展開の研修会等を実施します。	・光通信の整備:町内一円 ・情報通信系企業の誘致:1件

【基本計画③】

テーマ	課題	方針	施策	目標
安全で快適な暮らしを守る	屋久島空港のジェット化の早期実現	屋久島空港については、これまで屋久島空港利用促進協議会等を通じて滑走路延伸等を要望し、ジェット化に向けた取り組みを行っています。近年では本町への入込客数も伸び悩んでいることから、引き続き重点的に取り組んでいく必要があります。 また、屋久島空港のジェット化により首都圏への直通が可能になれば、観光面のみならず、物流面でも恩恵があることは明白であることから、関係機関と連携を深め確実に進めていく事が重要です。	関係機関と連携し、空港ジェット化に向けた協議を行うほか、屋久島の玄関口として相応しい空港ターミナルの整備を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・屋久島空港滑走路延伸の早期事業推進化 ・屋久島空港ターミナル改修に向けた取り組み
一生学び、切磋琢磨する環境づくり	家庭・学校・地域が協働した学びの環境づくり ☆島に高校が一つしかなく、通学が不便な為島外に子どもが出て行ってしまおう ☆屋久島高校のPRが不足している	家庭・学校・地域が協働して、自然と歴史と人に学ぶ教育活動を推進し、地域の課題を自ら解決する為の学習の推進とコミュニティ活動を充実させることで、家庭教育と学校教育の連携を図り、子ども達が家庭・学校・地域全体で見守られる仕組みを構築します。 また、町内唯一の高等学校である屋久島高校の維持・存続の為、屋久島・ロ永良部島ユネスコエコパークを活用したESDの推進や修学旅行の誘致、屋久島・ロ永良部島をフィールドに活動する大学生との交流等の機会を設けるなど、屋久島高校の魅力を作りだすことを目指します。 ※ESD・・・「持続可能な開発の為の教育」 現代社会の課題を自らの問題と捉え、身近なところから取り組むことで、解決に繋がる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。	<ul style="list-style-type: none"> ☆児童生徒、学生と地域の繋がりを増やし、地域のPRを図ります。 ☆中高生への進路学習会や、キャリア教育に向け取り組みます。 ☆行政と集落が協働し環境系大学のサテライトキャンパスの誘致を検討します。 ・各校でESDを推進し、人格の発達や責任感等の人間性の育成に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中高生と屋久島をフィールドにする大学生・研究者との交流事業の実施 ・屋久島高校スクールバス支援対策事業の継続、拡充の検討
	学習環境、スポーツ環境の整備	児童、生徒が勉学に集中し、学習能力を向上させる為、学校設備や学習環境の整備を図ります。 また、スポーツ環境についても、施設の整備・維持管理と共に、プロ選手等の指導を受けられる機会を設けるなど、ソフト面の支援についても実施を検討していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ☆各校へのエアコンの設置に向け、取り組みます。 ☆既存設備の整備を検討します。 ・各スポーツの講習会、スポーツ教室の開催に取り組みます。 ・地域コミュニティと連携した学習教室等の設置を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校へのエアコンの整備：全校 ・スポーツ等の講習会、スポーツ教室等の実施

【基本計画④】

テーマ	課題	方針	施策	目標
水と緑を大切にし、人と自然が触れ合う環境づくり	山岳部での携帯トイレ移行に向けた周知・インフラ整備の不足	屋久島は 1993 年に世界自然遺産に登録され、自然環境を保全する為入山協力金を財源に、山岳トイレのし尿を人力搬出しています。山中の既設トイレの負担を軽減する為、将来携帯トイレに移行する準備として、十分な広報、トイレブースの整備、回収、処理システムの構築を検討します。	☆山のトイレを携帯トイレに一本化するよう検討します。 ・将来的に携帯トイレに一本化する為、検討会等を実施し、協力金制度等についても再度検討を行います。	・使用済み携帯トイレの回収数:10%増
	新たなゴミ処理施設の建設と、屋久島町に相応しく住民が取り組みやすいゴミ分別の方法の検討	現在のゴミ処理施設は、老朽化等による維持管理費が高騰し、財政負担となっていることから、経済的なゴミ処理が可能で、安全で安定したゴミ処理施設の早期完成を目指し、検討を進めます。 また、地域のゴミ出しにおいては、分かりやすい表示や広報の実施、分別方法の研修会の開催等、住民が取り組み易いゴミ分別のシステムを検討します。	☆ステーションへのゴミの出し方、マナーが悪いことから、ゴミ出しに関する指導や研修を開催します。 ☆3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進に取り組みます。	・住民負担を軽減する為の新ゴミ処理施設の建設 ・ゴミ出しに関する広報、研修等の実施
復興と振興、魅力ある口永良部島の持続可能なしまづくり	・子どもや若者の減少 ☆移住体験の機会が少ない	【屋久島町口永良部島復興と振興計画「豊かな心と幸せを持てる島人」関連】 口永良部島においても、高齢化が進み、小中学校の生徒数の確保に関しては、山海留学等に大部分を頼っている状況です。 しかし、島の自然を活かした環境教育や、島と関わりのある大学等との人材交流により、魅力ある教育を提供することができます。また、多くの高齢者がいますが、いつも同じ人と話すのではなく、島外の若者や観光客等と話をすることが刺激となり、生きがいになる面もある為、全世代を巻き込んだ、人間力を高める交流の推進を図っていくことが重要です。 住民が、口永良部島に住みながらにして交流の幅を広げられるよう取組んでいくことが重要です。	・IT、情報技術を活用し、格差の無い教育に取り組みます。 ☆交流人口増加の為の、交流ツアーの実施を検討します。 ☆移住体験ツアーの実施を検討します。	・交流ツアー、移住体験ツアーの実施:1件/年
	☆医者が常駐しておらず、安心して医療を受けられない ☆健診等の適切なスケジュール設定(島民が受けやすい時間設定等)	【屋久島町口永良部島復興と振興計画「支えあい喜びを感じられる島生活」関連】 口永良部島には常駐の医師がおらず、島民は医療に不安を持って生活しています。今後も引き続き常駐の医師を募集するとともに、看護師の配置や遠隔医療についても検討し、住民が安心して受診できる体制を整備していかなければなりません。 また、いつまでも健康に生活できるよう、健診や運動教室、生きがいづくりを積極的に推進し、島民の福祉の向上に努めていきます。	☆地域おこし協力隊の制度等を活用し、病気になる前から地域に入り込み関わりを作っていく、「コミュニティナース」の導入について検討します。 ☆健診等を受けやすい制度、仕組みの構築に向け取り組みます。	・医師、看護師の確保:各1名

3.2.9 関係法令による規制区域等の指定状況

事業実施区域周辺における関係法令による規制区域等の指定状況は表 3.2-65 に示すとおりである。

表 3.2-65 関係法令による規制区域等の指定状況

区分	関係法令等	地域地区等の名称	屋久島町	対象事業実施区域(空港周辺)	対象事業実施区域(土砂採取区域)
土地利用	国土利用計画法	農業地域	○	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	×	○
	森林法	国有林	○	×	×
		地域森林計画対象民有林	○	○	○
		保安林	○	×	×
	都市計画法	用途地域	○	×	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	×	×	×
		水質類型指定	×	×	×
	騒音規制法	規制地域	○	○	○
	振動規制法	規制地域	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	×	×
	鹿児島県公害防止条例	規制地域	○	○	○
	土壌汚染対策法	要措置区域 形質変更時用届出区域	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	○	×	×
		国定公園	×	×	×
		県立自然公園	×	×	×
	自然環境保全法	指定区域	○	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産地域	○	×	×
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的重要な湿地に関する法律	条約湿地	○	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×
文化財保護法等	国指定史跡・名勝・天然記念物 重要文化的景観		○	×	×
	県指定史跡・名勝・天然記念物		○	○	×
	町指定史跡・名勝・天然記念物		○	×	×
	周知の埋蔵文化財包蔵地		○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	×	×	×
	都市計画法	風致地区	×	×	×
国土防災	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域	○	○	×
		土砂災害特別警戒区域	○	×	×
	砂防法	砂防指定地	○	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×	×

注) 指定等の有 (○)、無 (×)